神奈川県児童相談所保健師業務10年間のまとめ

平成30年3月

神奈川県児童相談所保健担当者会議

目　次

はじめに　・・1

あいさつ　　～県児童相談所保健師配置10年を振り返り思うこと～　・・・・・・・・・・・2
中央児童相談所長　井上保男
健康増進課副課長　弘中千加
中央児童相談所虐待対策支援課長　鈴木浩之
厚木児童相談所子ども支援課長　長谷川愉

Ⅰ　県児童相談所における保健師業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1　保健師配置の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2　保健師配置状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3　保健師の活動形態と業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（1）活動形態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（2）業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4　保健師支援の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5　保健師業務の実際　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（1）業務内容別割合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（2）業務内容別の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（3）平成28年度の５児童相談所の特徴的な業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

Ⅱ　保健師業務10年間の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
1　会議・成果等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2　研究10年間のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3　研究10年間のまとめ概略版　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

Ⅲ　保健師業務10年間のまとめと今後の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
1　保健師業務10年間のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2　現状の課題と今後の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（1）課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（2）今後の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅳ　児童相談所勤務経験のある保健師からの一言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
・県児童相談所の概要
・機構・職員配置
・虐待相談対応の状況

は　じ　め　に

本冊子は、児童相談所に保健師が配置されて10年のこの節目に、児童相談所保健師の配置の経緯や活動内容、成果および課題等をまとめたものです。

神奈川県における児童虐待対応件数は、全国と同様、上昇が著しく、不適切な養育が影響を及ぼしているものだけでなく、子どもの生命にかかわるものや重篤な事件もあります。

これらは、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、それには、発生予防から早期発見、早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要とされています。

このような背景の中で、児童虐待の体制強化のために平成19年度から保健師が配置されました。

全国的にも保健師の専門性を生かした児童相談所の保健師活動モデルはなく、県保健師が経験するはじめての児童相談所業務であり、児童相談所における保健師業務のあり方と必要な知識・技術を模索しながらの活動でした。

日々の活動の中で、不適切な養育や暴力・性的な虐待などにより心と身体にダメージを受けた多くの子どもたちや家族に接し、チームの中で保健師の役割を模索しながら確立し、平成23年4月には、全児童相談所に保健師が配置されるに至っています。

児童相談所の先代の保健師たちが積み上げて来た活動は、引き継がれた保健師によって、さらに発展的な活動になり、今後の新たな課題や取り組むべき内容の展開に繋がっています。

10年目にあたる平成28年は、同じく児童福祉法の大幅な改正により、児童相談所に保健師配置が法律上にも明記された年でもあり、その意義は大きいと思います。

一方で、児童相談所に保健師の複数配置や新たな部署への配置、母子保健等の経験の少ない若い世代の保健師たちへの継承、フォローアップ体制などの課題もあります。

この「県児童相談所保健師業務10年間のまとめ」が、保健師活動の経緯や成果、現状の課題を示すことによって、今後の児童相談所保健師の新たな役割の可能性も含めて、次世代の児童相談所保健師の手引きとして、また関係者の児童相談所の保健師業務の理解の一助として参考になればと思っています。

ここに改めて、協力してくださった、児童相談所職員の皆様をはじめ、関係者の皆様に感謝を伝えるとともに、子どもたちのより健全な成長に繋がればありがたいと考えています。

平成30月3月

神奈川県児童相談所保健担当者会議

あいさつ　～県児童相談所保健師配置10年を振り返り思うこと～

中央児童相談所　所長　井上保男

平成19年4月に初めて中央児童相談所に保健師が配置されました。当時、私は児童相談所に保健師を配置することの検討調整メンバーとして、保健師を所管する部署の関係者や幹部職の保健師の方々に、児童相談所に保健師配置が必要であることを何度も説明し意見交換をしていました。

保健師の必要性については、平成18年2月に発生した厚木児童相談所の幼児虐待死事件を機に設置された児童福祉審議会の「児童相談所のあり方小委員会」報告書に記述されていますが、私の中ではそれ以前から保健師の必要性を感じていました。

県児童相談所は医療面でのアセスメント力や対応力の低さが弱点で、また、医療・保健関係機関との連携が必ずしも上手くいっていないと、常々感じ、その課題解決のために是非、保健師の力を借りたいと思っていました。例えば、援助方針会議で虐待ケースを検討しても、医療関係者からの発言がないため議論に広がりがなく医学的な大事な点が見過ごされてしまっている、ケースや家族の病状調査において十分な情報が収集できていない、市町村母子保健や県保健福祉事務所との間で虐待ケースへの支援で共通理解が得られないなどの状況にありましたので、保健師の配置が決定した時には、心の底から嬉しく思いました。

保健師配置の調整の中で、印象深いエピソードをひとつ紹介させていただきます。

当時は全国的にも保健師が配置されている児童相談所はごく少数で、児童相談所における保健師業務は明確でなく、保健師はいるものの児童福祉司職として配置されている児童相談所が多かった状況でした。そのように業務も立場も不明確、不安定な児童相談所に「大事な保健師を嫁に出すことはできない」という厳しい言葉を幹部職の重鎮保健師から言われたことを鮮明に覚えています。県の保健師が減少し、保健福祉事務所等が厳しい人員体制の中で業務を行っている中にあって、長年、手塩にかけて育てた貴重な保健師を「どのような待遇を受けるかわからない組織の児童相談所に出すのは親心から認められない」との趣旨の発言でした。その発言は至極当然なことで、後輩を思う先輩保健師の暖かさを感じる内容で妙に納得させられると同時に、児童相談所に保健師が配置される際には内外から高く評価される業務と立場を用意しなければならないと強く思ったことを覚えています。

そのような厳しくも暖かい先輩保健師の思いがある中、必要性が認められなければ翌年度には引き上げるとの条件のもと、保健師が中央児童相談所にモデル配置されました。配置にあたっては、保健師という専門性を児童相談所において十分発揮できる役割を担ってもらうため、本県では児童福祉司職としては配置しないという基本的な考え方を明確にしました。

本年度で配置から丸10年になります。この間に15名の保健師が配置されましたが、保健師ひとりひとりの活躍は言葉では言い表せません。配置前に私が懸念していた課題は全て解決し、現在では新たな業務に対する保健師への期待が大きくなっています。期待の大きさが業務の多さとなっている状態で、既に複数人数の配置が必要となっている状況です。

昨年の児童福祉法等の改正で、児童相談所に医師又は保健師の配置が義務付けられ、全国的に保健師を設置する児童相談所が増えてきます。そのような状況の中、本県児童相談所保健師の10年の活動実績をまとめた本報告書は、これから新たに保健師を配置する児童相談所にとって役に立つのではないかと思っています。

児童相談所に専門性が発揮できる形で保健師を配置したことは、県児童相談所の組織力を高め、相談者である子どもやその親への支援の向上に繋がったことは、この10年の実績から明らかです。今後も子どもや親への良き支援者であると共に、日々の業務実践から感じた課題への研究成果を発信し、全国の児童相談所保健師を牽引して行ってほしいと思っています。

健康増進課　副課長　弘中千加

神奈川県の児童相談所に保健師が配置されて10年を迎えました。

これは保健師や福祉職がそれぞれの専門性を発揮し、協働して活動を行ってきた成果だと思います。

平成19年4月中央児童相談所にモデル的に保健師として配置され、さまざまな業務を経験しながら、「児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」や所内での話し合いを重ね、平成20年3月に児童相談所での保健師業務の基準をまとめました。翌年には、保護所のある児童相談所に保健師が2名配置され、23年度には全ての児童相談所に保健師が配置されました。

児童相談所への異動にあたり、当時の健康増進課の課長代理の保健師から、「全国的に児童相談所に保健師を配置する動きがある中で、児童福祉司ではなく、保健師として配置することについて、平成17年度から18年度にかけて保健師の部課長と児童相談所の所長、課長の間で議論を重ね、今回保健師をモデルとして配置することになった」と説明がありました。

そのような経過の中で、児童相談所という福祉職の世界に飛び込むことに、戸惑いがあったのも事実ですが、児童福祉司、児童相談員、児童心理司の人たちと仕事をさせてもらうことで、少しずつ児童相談所での保健師としての専門性や役割を見出すことができました。

児童相談所にいた3年間は、「保健師を理解してもらう」、「保健と福祉をつなぐ」ことを中心に業務を行い、中央児童相談所と管轄の保健福祉事務所との連絡会議を開催したり、市町村保健師との連携を強化するため、市と保健福祉事務所、児童相談所とで事例検証を行い、児童虐待予防のための連携システムづくりを行いました。

児童相談所の中ではチームアプローチということで、子どもや親に対して、児童福祉司や児童相談員、児童心理司の他に親子支援チーム、虐待対策課が、チームとなり支援をしており、その中に自分が加わることで、児童相談所の役割や福祉職の業務について改めて理解を深めることができました。そして、児童虐待を予防するためには、母子保健の大切さ、保健や予防というかかわりの必要性、関係機関とのネットワークの重要性を再認識しました。

一人配置であった児童相談所で勤務し続けることができたのは、周囲の福祉職の理解と協力、そして保健福祉事務所の保健師をはじめとした職員の理解と協力があったおかげであり、改めて感謝申し上げます。

平成29年度の児童虐待相談対応件数は12万件を超えており、過去最多を更新し続けています。子どもの虐待死も0歳児が6割近くを占めるという状況にあります。このような状況の中で、地域の保健師や医療機関等と連携し、児童虐待への早期対応、未然防止をするために、児童相談所の保健師の役割はとても重要なものだと思います。今後も福祉職と連携し、保健師の専門性である＜保健や医療のスキル＞を強みに、神奈川県ならではの児童相談所の保健師の活躍を祈念いたします。

中央児童相談所　虐待対策支援課長　鈴木浩之

私は初代の保健担当者会議の担当課長を務めさせていただきました。より身近なところから、保健師の皆さんが児童相談所の中で、自分たちの専門性を発揮し、児童相談所のチームアプローチの担いどころを懸命に探究している姿を見せていただきました。児童相談所の中での少数職種として、また、保健、医療とは異なる分野の中で、少なくない苦労もあったかと思います。

しかし、この10年の歴史の中で、多職種連携によるチームアプローチとしての保健師業務は着実に積み上げられてきました。特に、保健師として専門性が発揮される特定妊婦、新生児、乳幼児への対応、学童から思春期に至る児童への性教育、医学的な知見が欠かせないAHT/SBSの事例や、性的虐待の事例、そして、医療機関との連携、一時保護児童への健康教育など多岐にわたる分野でその専門性を発揮されました。保健師の有する専門性が、現場職員に対していかに貢献したのかは、児童相談所の現場職員に対するアンケート調査からも読み取ることができます。おそらく、保健師だからということではないと思いますが、そのおおらかさ、気づかい、ユーモアに支えられた職員も少なくありません。また、非常に研究熱心で、子ども虐待防止学会での発表や、年度ごとに取り組んだ性的虐待にかかる調査研究、AHT/SBSの調査研究、児相における保健師の役割を検討するための調査研究など地道に研究成果としてまとめる作業をされました。より良い実践をまとめ、外部に発信していく姿勢は、児童相談所全体が学ばなければいけない姿勢です。

これからの10年、児童相談所は今以上に変わっていきます。大きな変革期の岐路にあって、児童相談所の中での保健師という職種がどのように成長していくのか、そして、現場に新しい風を送り続けてくれるのか期待しています。

厚木児童相談所　子ども支援課長　長谷川愉

私は現在、二代目の保健担当者会議の担当課長を努めさせていただいています。児童相談所に保健師の配置が始まり早10年が経過しました。平成19年4月に初めて保健師がモデル配置された当時のことは、私自身も同じ中央児童相談所に勤務していたこともあり、とても印象深く覚えています。

この間、各所に配置された代々の保健師の皆さんには、様々なご苦労があったことと思いますが、慣れない児童相談所の福祉現場の中、日々追われる虐待対応の最前線において、バイタリティーに溢れ、専門性を十分に発揮し、探究心に富んだその仕事ぶりには幾度も頭が下がる思いでした。

保健師配置以前は、医療・保健関係機関との共通認識やネットワークの形成、医療面での情報収集やアセスメントの点が弱みでしたが、今では県児童相談所の強みの1つと言えるまでにそれらの機能は充実強化されたのではないでしょうか。保健師職として配置されているがゆえに期待されている業務や立場をしっかりと確立されたことは、児童相談所内外を問わず高く評価されていると思います。

Ⅰ　県児童相談所における保健師業務

1　保健師配置の経緯

平成18年12月に県児童福祉審議会から意見具申された「児童相談所のあり方小委員会報告書」に、「保健的側面から、アセスメント、保護者への指導、地域の保健機関との連携、一時保護児童の健康管理等を強化するため、すべての児童相談所に保健師を配置することが望ましい」と明記されました。これを受けて、平成19年4月に中央児童相談所子ども支援課に保健師１名がモデル的に配置され、「児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」において、児童相談所における保健面の課題や保健師の役割、機能についての業務モデルが検討されました。その結果、保健師は地区担当児童福祉司ではなく、所管地域の中で広域的に専門性を発揮するためにあくまで保健師としての位置づけで配置されることとなりました。

平成20年4月に旧相模原児童相談所、厚木児童相談所、平成23年4月に鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所に配属となり全児童相談所に保健師が配置されました。相模原市が政令指定都市となったことに伴い相模原市児童相談所が設置され、平成22年4月から大和市のみを所管する県北地域児童相談所となり平成26年3月に廃止され、平成26年4月から平塚児童相談所が新設され、現在、中央、平塚、鎌倉三浦地域、小田原、厚木児童相談所の全児童相談所に保健師の配置が継続されています。

2　保健師配置状況等

年度	中央 児童相談所	平塚 児童相談所	鎌倉三浦地域 児童相談所	小田原 児童相談所	厚木 児童相談所	児相保健 担当者会議
19	弘中　千加 ﾓﾃﾞﾙ的に配置					
20	↓	佐々木　眞壽美 （相模原児童相談所）			小柴　秀世	
21	↓	↓			↓	
22	彦根　倫子	↓			↓	
23	↓	高﨑　瑞恵 （県北地域児童相談所）	関野　有貴子	磯崎　夫美子	田中　智子	
24	↓	↓	↓	↓	↓	
25	富岡　順子	↓	↓	↓	↓	担当課長 鈴木　浩之
26	↓	宮崎　晃子	村岡　広代	↓	三尾　早苗	↓
27	↓	↓	↓	中西　雅子	↓	↓
28	志波　直子	↓	↓	↓	谷村　めぐみ	↓

○　平成19～28年度各児童相談所の保健師の配置は1人であり延15人でした。児童相談所配属時の保健師経験年数はほぼ全員が約20年以上でした。配属期間は11人中9人が3年間、2年間と4年間が各1人でした。

3　保健師の活動形態と業務内容

（1）活動形態

ア　保健師は地区をもたず所管全域を担当する。

イ　保健師は児童福祉司や児童心理司等と協働のもと、保健、医療に関する専門性を生かしながら個別支援チームの一員として活動する。

（2）業務内容

ア　児童虐待通告受理時の初動調査等におけるアセスメント
イ　乳幼児、障害児の被虐待ケース、医療機関との連携が必要なケース等のアセスメント及び保健指導
ウ　家族再構築、虐待再発予防の地域支援体制の調整及び支援
エ　母子保健及び精神保健福祉分野における関係機関との連絡調整
オ　保健指導、性教育等にかかる施設支援
カ　一時保護児童等の健康管理
キ　その他（管内医療機関との連携強化のための連絡会議、市町村保健師に対する研修、研究活動等）

平成19年7月、平成23年5月
「児童虐待防止対策に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書」
平成20年3月、平成23年5月（改訂版）
「児童相談所における保健師の業務について」
平成26年3月
県児童相談所保健担当者会議「児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割」

4　保健師支援の決定

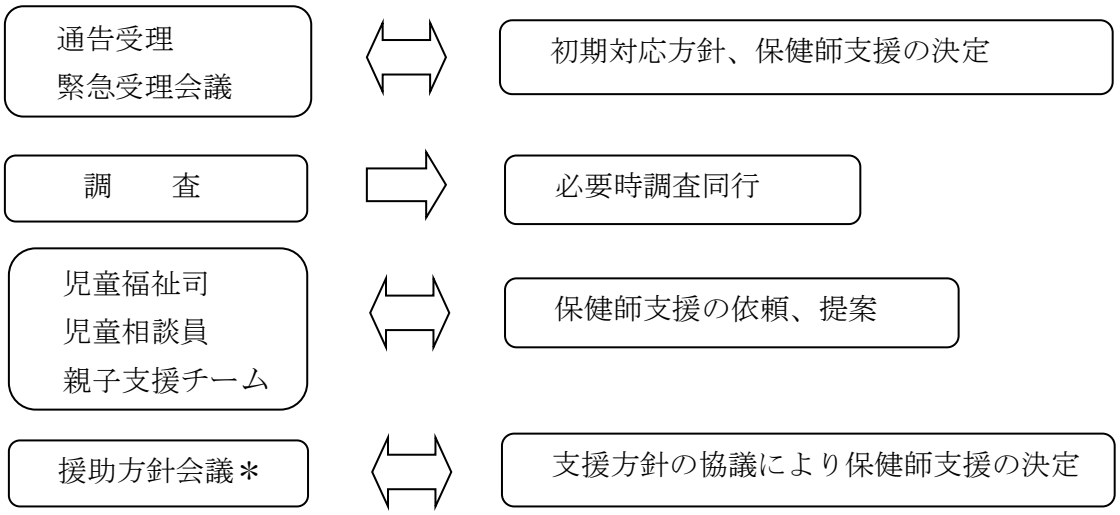

＊週1回定例開催

保健師支援が決定される主な事例
・学校、保育園、近隣からの泣き声通告、夜間放置、不登校（登園）等のネグレクト、身体の痣、受傷等の身体的虐待通告、性的虐待（疑い）通告事例。
・医療機関からの乳幼児揺さぶられ症候群（以下、SBS）及び虐待が疑われる乳幼児の頭部外傷（以下、AHT）、説明のつかない骨折、全身の受傷、火傷等による重篤な事例。
・胎児虐待、墜落分娩、飛び込み出産等で、親の養育力や養育環境による虐待の恐れがある事例、特定妊婦等

5　保健師業務の実際

(1) 業務内容別割合(%)　＊単位数は、厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したもの

年度	児相名	総計	個別ケースへの対応							地域との連携					その他			
			面接	訪問・記録	会議等ネット	健康教育	援助方針会議	その他	小計	連絡会議保健所	連絡会議保健師との	連絡会議関係機関	連絡・調整	小計	連絡会議児相保健師	研修	その他	小計
20年度	中　央	100	5.5	21.3	11.3	2.8	12.8	9.4	63.1	2.2		10.1	－	12.5	2.1	2.4	20.0	24.5
	県北地域	100	4.0	35.0	12.0	5.0	14.0	0.0	70.0	2.0	3.0	2.0	－	7.0	1.0	7.0	15.0	23.0
21年度	中　央	100	3.6	23.2	11.0	4.0	11.4	10.6	63.8	0.2	1.2	11.2	－	12.6	1.2	3.4	19.0	23.6
	県北地域	100	8.4	43.0	11.0	12.0	9.0	0.0	83.4	1.0	1.4	3.0	－	5.4	1.2	1.0	9.0	11.2
22年度	中　央	100	5.0	30.6	6.9	6.8	11.4	4.1	64.8	2.1	1.6	8.0	－	11.7	2.0	5.8	15.9	23.7
	県北地域	100	5.0	40.0	5.0	5.0	10.0	2.0	67.0	2.0	2.0	4.0	－	8.0	2.0	3.0	20.0	25.0
23年度	中　央	100	2.4	34.1	6.9	4.7	13.1	1.5	62.7	4.5	2.4	6.9	7.3	21.1	1.7	6.7	7.8	16.2
	鎌倉三浦	100	0.6	17.0	1.0	0.6	17.6	9.4	46.2	1.1	3.2	2.8	1.9	9.0	1.3	11.2	32.2	44.7
	小田原	100	1.7	19.2	2.9	3.1	13.3	3.1	43.3	2.8	1.9	8.8	4.1	17.6	2.8	14.3	22.0	39.1
	厚　木	100	7.3	34.7	6.0	4.0	13.9	4.2	70.1	2.0	1.5	8.0	0.4	11.9	2.0	11.3	4.6	17.9
	県北地域	100	3.2	34.7	3.9	6.0	11.1	3.1	62.0	1.4	1.0	3.2	0.4	6.0	2.4	10.3	19.2	31.9
24年度	中　央	100	8.7	38.3	6.3	4.3	11.4	1.4	70.4	3.1	0.4	9.9	1.6	15.0	1.8	5.6	7.2	14.6
	鎌倉三浦	100	1.1	32.7	2.0	9.2	15.0	7.8	67.8	1.7	2.6	3.9	4.1	12.3	2.8	5.7	11.3	19.8
	小田原	100	2.9	29.7	3.8	8.2	14.3	3.4	62.3	0.9	6.9	3.9	8.3	20.0	2.2	7.1	8.4	17.7
	厚　木	100	8.3	44.6	8.0	10.9	9.7	0.3	81.8	2.3	2.9	1.7	0.0	6.9	2.0	5.4	4.0	11.4
	県北地域	100	0.9	42.9	4.9	1.9	16.8	5.3	72.7	2.2	1.6	3.2	0.7	7.7	3.0	12.1	4.6	19.7
25年度	中　央	100	5.3	27.7	8.8	11.6	14.1	4.7	72.2	3.1	2.0	3.7	1.2	10.1	3.1	9.9	4.7	17.7
	鎌倉三浦	100	1.3	28.8	1.7	7.1	21.1	8.8	68.8	1.5	2.2	5.6	1.5	10.8	4.1	3.7	12.5	20.3
	小田原	100	2.7	30.4	2.9	11.2	14.1	6.7	68.0	1.1	2.7	4.3	5.8	13.9	3.4	5.4	9.4	18.1
	厚　木	100	5.1	40.0	2.4	20.6	8.4	0.6	77.1	1.5	3.6	6.4	0.2	11.7	1.9	5.4	3.9	11.2
	県北地域	100	3.2	39.8	3.9	6.1	14.6	8.0	75.6	0.9	1.2	4.2	0.3	6.6	2.6	7.2	8.4	18.2
26年度	中　央	100	5.7	38.4	5.4	8.3	9.8	5.3	73.0	2.1	1.1	2.5	2.0	7.7	3.0	10.7	5.6	19.3
	平　塚	100	1.9	26.6	4.5	8.0	14.4	6.7	62.2	2.5	1.4	6.0	2.8	12.6	2.5	10.6	12.2	25.2
	鎌倉三浦	100	0.6	34.9	4.9	0.9	14.3	1.3	56.9	1.0	1.3	4.2	2.2	8.7	2.0	11.5	20.6	34.1
	小田原	100	1.5	30.9	8.1	10.9	13.3	2.0	66.7	3.7	2.2	3.7	8.9	18.5	1.7	4.8	8.3	14.8
	厚　木	100	3.8	23.7	3.2	17.5	10.7	7.0	65.9	1.7	0.9	1.9	5.1	9.6	1.7	10.4	12.4	24.5
27年度	中　央	100	5.4	33.5	5.9	6.6	10.5	3.6	65.5	1.3	0.5	5.9	6.1	13.8	2.8	11.0	6.9	20.7
	平　塚	100	3.8	35.8	1.4	6.8	17.6	3.8	69.2	2.1	1.9	6.8	1.7	12.5	3.8	8.5	6.1	18.4
	鎌倉三浦	100	2.2	34.6	8.7	3.0	12.6	2.0	63.1	0.3	0.7	3.3	1.0	5.3	1.5	11.4	18.7	31.6
	小田原	100	7.0	22.2	6.8	6.2	12.6	7.5	62.3	1.7	4.0	7.9	9.5	23.1	2.2	7.3	5.0	14.5
	厚　木	100	4.6	20.4	1.5	10.3	15.5	12.3	64.6	2.4	1.5	1.3	2.9	8.1	1.5	8.6	17.3	27.4
28年度	中　央	100	5.2	22.9	7.7	10.3	12.8	7.8	66.7	0.7	0.2	5.9	3.2	10.0	1.5	9.9	12.1	23.5
	平　塚	100	3.9	39.5	2.9	5.6	13.2	3.4	68.5	2.9	1.0	3.1	1.0	8.0	2.0	9.5	12.0	23.5
	鎌倉三浦	100	2.4	42.9	5.0	5.4	12.2	1.1	69.0	0.9	0.4	2.9	0.1	4.3	2.5	8.2	16.3	27.0
	小田原	100	2.0	24.4	7.2	4.5	19.7	6.0	63.8	0.9	1.3	7.2	11.2	20.6	1.8	9.2	4.7	15.7
	厚　木	100	8.2	37.3	3.3	6.3	9.3	8.3	72.7	1.8	1.6	3.0	1.0	7.4	1.7	12.4	5.9	20.0

＊%の、小計は小数点以下1桁未満を四捨五入、他は小数点以下を四捨五入

○　個別ケースへの対応が約7割、地域との連携が約1割で各児童相談所ほぼ同様の傾向でした。参加している研修は児童相談所職員としての基礎研修に加え、児童虐待の対象理解や対応スキル向上、性的虐待に関する研修、児童虐待予防等の専門性の高い内容であり、業務に活かしています。

（２）業務内容別の実績

ア　個別対応

年度	児相名	面接	電話	訪問	ﾈｯﾄ会議	個別健康教育		
						実数	延数	内訳
20年度	中央	22	－	132	47	－	14	保護児についての健康教育（性教育、タバコ等）
	相模原	50	－	191	42	－	12	歯科健康教育（平塚・茅ヶ崎保健福祉事務所との連携事業
21年度	中央	22	－	133	45	－	15	保護児についての健康教育（性教育、タバコ等）
	相模原	77	－	233	62	－	69	歯科健康教育（平塚・茅ヶ崎保健福祉事務所との連携事業
22年度	中央	28	－	160	40	－	41	保護児についての健康教育（性教育、タバコ等） 新型インフルエンザ等感染症の予防対策及び発生時の対応, 歯科健康教育（平塚・茅ヶ崎保健福祉事務所との連携事業）
	県北地域	18	－	251	26	－	22	
23年度	中央	19	203	284	53	10	30	11歳男（3回）11歳女（3回）13歳男（3回）13歳男（5回） 14歳男（3回）14歳女（1回）16歳男（3回）16歳女（3回） 17歳女（5回）17歳女(1回)
	県北地域	21	163	246	21	5	8	11歳女（1回）13歳女（2回）13歳女（1回）14歳女（1回） 16歳女（3回）
	鎌倉三浦	0	43	76	5	1	1	11歳男（1回）
	小田原	9	22	129	8	4	5	5歳女の母（1回）15歳女（2回）17歳女（1回）17歳女（1回）
	厚木	51	213	340	40	13	30	7歳女（1回）8歳女（7回）8歳女（2回）11歳男（6回）12歳男（2回）12歳女（1回）13歳女（1回）14歳女（1回）15歳女（1回）18歳男（1回）18歳男（3回）18歳女（2回）×2名
24年度	中央	64	374	287	41	8	25	小6女（3回）中1女（3回）中2男（3回）中2女（4回） 中3女（3回）　中3女（3回）高2女（2回）高3男（4回）
	県北地域	14	200	356	23	3	4	中3女（1回）高3女2名（3回）
	鎌倉三浦	5	80	85	6	8	9	年長女（1回）中1男（1回）中2女（1回）中2女（2回） 中3男（1回）高1女（1回）17歳女（1回）高3女（1回）
	小田原	19	167	130	16	5	14	中3女（5回）高1女（1回））高1女（5回）高3男（2回） 高3女（1回）
	厚木	126	214	605	39	12	47	小5男2名（8回）小6男1名（1回）中1男女各1名（4回） 中2男（5回）　高1女（5回）高2女3名（16回） 高3男女2名（8回）
25年度	中央	70	307	162	68	26	53	男10人、女16人　計26人 5歳（1人）小2・3・4年（各1人）5・6年（各2人） 中1（2人）中2（4人）中3（1人）高1（3人） 高2（2人）16歳・18歳（各1人）父母2組
	県北地域	42	190	323	20	10	30	男5人、女5人　計10人 小1・小5・小6（各1人）中1（1人）中2（2人） 高2高3（各1人）父母1組
	鎌倉三浦	5	55	95	10	4	6	男3人、女1人　計4人 小6（1人）中1（2人）高3（1人）
	小田原	8	100	100	6	4	18	男1人、女3人　計4人 中2・中3（各2人）
	厚木	89	119	514	14	24	91	男10人、女14人　計24人 年長（2人）小4・5（各1人）小6（3人）中1（1人） 中2（2人）中3（4人）高1（2人）高2（4人）高3（3人） 16歳（1人）

年度	児相名	面接	電話	訪問	ﾈｯﾄ会議	個別健康教育		
						実数	延数	内訳
26年度	中央	49	249	177	31	15	25	男７人、女８人　計15人 幼児１人（１回）小学5人（8回）中学8人(15回)高校１人（1回）
	平塚	37	87	180	29	10	19	男３人、女７人　計10人 小学１人（２回）中学６人（13回）高校２人（3回）父母（1回）
	鎌倉三浦	7	245	151	46	―	―	
	小田原	27	208	115	19	5	21	男０人、女５人　計５人 中学生３人（各３回）高校生２人（各６回）
	厚木	22	226	159	15	16	60	男８人、女８人　計16人 小学生３人（10回）中学生７人（32回）高校生６人（18回）
27年度	中央	36	288	167	64	28	45	男16人、女12人　計28人 幼児２人（2回）小学生３人（7回）中学生８人（19回） 高校生15人（17回）
	平塚	29	87	210	7	13	22	男４人、女９人　計13人 小学生１人（2回）中学生７人（13回）高校年代５人（7回）
	鎌倉三浦	25	392	187	37	3	5	男０人、女３人　計３人 小学生１人（1回）中学生１人（3回）高校生１人（1回）
	小田原	41	228	110	30	7	14	男０人、女７人　計７人 中学生４人（11回）高校生１人（1回）保護者２人（2回）
	厚木	31	266	129	15	9	35	男２人、女７人　計９人 小学生４人(19回) 中学生３人（12回）高校生２人（4回）
28年度	中央	48	342	224	28	20	25	男11人、女９人　計20人 小学生３人（3回）中学生６人（8回）中卒２人（5回） 高校生９人（9回）
	平塚	49	169	196	11	6	12	男３人、女３人　計６人 小学生２人（6回）中学生３人（4回）高校生１人（2回）
	鎌倉三浦	60	573	341	29	3	4	男１人、女２人　計３人 中学生１人（1回）高校生１人（1回）保護者１人（2回）
	小田原	7	298	115	32	3	4	男１人、女２人　計３人 高校生２人（3回）保護者１人（1回）
	厚木	94	211	307	19	11	20	男１人、女10人　計11人 小学生３人（3回）、中学生１人(5回)、高校生４人(9回) 母３人（3回）

○　平成28年度の個別対応の内訳の所内面接は延258人、訪問が延1,183人であり、乳幼児を中心に、SBS/AHT等の医療機関からの通告事例、性的虐待及び性被害加害事例、精神疾患の保護者等、幅広い対象でした。

特に、医療機関からの通告事例は専門的な対応や、即時の危機介入が必要であり、福祉的調査に加え、保健医療情報等総合的なアセスメントが必要であり、通告時の子どもの受傷状況の調査やセカンドオピニオン等の医療面での専門的知見を活かし、保健師の役割を果たしてきました。

また、SBS/AHT事例の家庭復帰に向けた再発予防では、家族や親族にSBSについてや事故予防の個別教育など、養育環境の調整を行いました。

○　個別健康教育は年間100件程度ですが、年度や児童相談所による違いがみられました。性別は男女比が４対６でした。年齢は中高生が約7割で、小学校低学年への実施もありました。虐待の背景や理解力といった子どもの特徴は様々であったため、児童福祉司・児童心理司・施設職員・家族等と方法や内容を検討し実施してきました。内容はパーソナルスペース、プライベートゾーン等の性被害加害予防を含む個別性が高いものでした。

イ　集団健康教育実施結果

（児童）

年度		施設・講演名	回数	内容/対象（人数）
24年度	施設	ゆりかご園	1	児童養護施設における性教育
		エリザベスサンダースホーム	5	卒業後にむけた健康管理
		心泉学園	3	高校3年生におくるメッセージ
		聖園ベビーホーム	1	心とからだのセルフコントロール
		聖園子どもの家	1	就学前までに知っておきたい清潔の知識
25年度	施設	エリザベスサンダースホーム	9	身体の変化、男女の違い、交際、健康管理
		三浦しらとり園	4	身体の変化、男女の違い、交際
		光海学園	1	児童養護施設における性教育
	保護所	県北児相一時保護所	10	
26年度	施設	エリザベスサンダースホーム	3	身体の変化、男女の違い、交際
		手まり学園	1	身体の変化、男女の違い、交際､妊娠､避妊
		聖園子供の家	2	身体の名称と働き、プライベートゾーン
	教育機関	伊勢原養護学校(高等部)	4	男女の身体の違い、交際、妊娠、避妊、性感染症
		伊勢原養護学校(分教室)	6	男女の身体の違い、交際、妊娠、避妊、性感染症
27年度	施設	エリザベスサンダースホーム	5	身体の変化、男女の違い、交際、卒園後の健康管理等
		ゆりかご園	1	交際、性犯罪等
28年度	施設	エリザベスサンダースホーム	1	男女交際 、卒園後の健康管理
		三浦しらとり園	3	体の変化、男女の違い、交際
		幸保愛児園	2	体の変化、清潔不潔
		聖園子供の家	6	体の変化・パーソナルスペース

（集団健康教育・研修講師）

年度		施設・講演名	回数	内容/対象（人数）
24年度	里親	里親認定前研修	3	子どもの身体について
		里親研修	1	子どもの事故と応急手当
	市町村等	小田原市保健師業務連絡会	1	事例検討助言
		児童虐待防止研修会	1	地域医療機関関係者、市町村関係者(平塚市民病院･平塚保健福祉事務所共催)
		個別支援スキルアップ研修	1	市町村乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等担当者
		児童虐待防止研修	1	県内保健医療福祉関係者
	医療機関	神奈川県小児保健シンポジウム	1	県内小児科医（100人）
25年度	里親	里親認定前研修、里親支援専門員研修、里親研修	5	子どもの発育、健康管理、育児
	市町村等	児童虐待防止研修	1	児相の保健師業務、地域・母子保健との連携、SBS予防、保護所における性教育
		愛川町要保護児童対策研修会	1	地域・母子保健との連携
	保育園	大和市立草柳保育園	1	SBS予防
	保護所	一時保護所部会	1	保護所における性教育

年度		施設・講演名	回数	内容/対象（人数）
26年度	里親	里親認定前研修	3	子どもの身体について（46人）
	市町村等	子ども虐待予防研修 基本コース	1	児童相談所からみた母子保健と地域での支援の大切さ（73人）
		藤沢市　虐待予防研修・ケース検討会	1	母子保健における児童虐待に関する事例検討/子ども健康課保健師等（20人）
		箱根町　実務担当者会議	1	児童相談所の保健師業務/実務担当者会議出席者（18人）
		子育て事業部アドバイザー研修会	1	児童相談所からみた子育て支援/子育てアドバイザー（35人）
		CSP体験研修会	3	母子保健･児童福祉･子育て支援関係者（34人）
	医療機関	SBS予防プログラム医療機関出張講座（下田産婦人科）	2	SBSの予防/職員（23人）
		SBS予防プログラム医療機関出張講座（足柄上病院）	3	SBSの予防/産婦人科職員（36人）
		大和市立病院 児童虐待防止研修	1	児童相談所の対応（32人）
	教育機関	藤沢養護学校 夏季職員公開研修会	1	発達に特性がある生徒のための性教育/教員（90人）
		鎌倉養護学校 自立活動研修会	1	発達に特性がある生徒のための性教育/教員（50人）
		藤沢養護学校　ケース会	1	交際、性的トラブルへの対応/教員（8人）
		大和市教育研究会 特別支援教育部研修会	1	発達に特性がある生徒のための性教育/教員（62人）
	その他	児童相談所新任職員研修	1	保健師の業務（36人）
		施設職員研修、医師臨床研修、学生実習	11	保健師の業務（33人）
27年度	里親	里親認定前研修	3	子どもの身体について(47人)
		里親研修	1	思春期の子育て（28人）
	市町村等	虐待の早期発見・早期対応	1	虐待の早期発見・早期対応/平塚市母子保健従事者(25人)
		子ども虐待予防研修	1	児童相談所からみた母子保健と地域での支援の大切さ（130人）
		地域保健師業務連絡会議　新任期研修	2	アセスメントを深めるホワイトボード法体験/県市町村保健師（31人）
		虐待予防研修ケース検討会	1	藤沢市子ども健康課（23人）
		小田原保健福祉事務所地域保健師業務連絡会議	1	虐待による死亡事例等の検証結果等から考える虐待予防/県市町村保健師（14人）
		藤沢市子ども健康課 ハローベビィ訪問員研修	1	事故事例、DV事例を通した訪問時の対応、SBS事例/訪問員（40人）
		CSP体験	3	母子保健･児童福祉関係者（35人）
		子ども虐待予防研修	1	SBS予防プログラム/医療機関、市町村、保育園等（32人）
	医療機関	SBS予防プログラム医療機関出張講座(小清水産婦人科クリニック)	1	SBSの予防/職員（23人）
		SBS予防プログラム医療機関出張講座（ひまわりレディース＆マタニティクリニック）	1	SBSの予防/職員（23人）

年度		施設・講演名	回数	内容/対象（人数）
27年度	施設	聖園子供の家	2	児童養護施設における性教育/職員（55人）
		心身障害児に係る療育機関等との連絡会	1	県西圏域地域部会（32人）
		厚木市障がい児・者支援実務者研修講座	1	知的障害のある子どもの支援～性について～/職員（29人）
	教育機関	鎌倉養護学校金井分教室	1	発達に特性がある生徒の性教育/職員（13人）
		県西地区高等学校・養護学校	1	子ども虐待による死亡事例検証から考える思春期保健の課題/養護教諭（12人）
		岩戸養護学校公開研修会	1	性的トラブルの実態/教員・保護者・近隣関係機関（78人）
	その他	児童相談所職員　初任者研修	1	児童相談所の保健師業務（40人）
		児童相談所職員フォローアップ研修	1	健康教育・性教育
		性教育の実践視察	1	相模原市児童相談所保健師（2人）
		新任期保健師の所外研修	1	厚木保健福祉事務所大和センター保健師（1人）
		施設職員研修、医師臨床研修、学生実習	10	保健師の業務（28人）
28年度	里親	里親認定前研修	3	子どもの身体について(28人)
		里親センターひこばえ里親サロン研修	1	思春期の身体と心の成長と変化/里親（14人）
	市町村等	（★新規）地域の保健師と児童相談所の連携のための研修	1	児童相談所の業務、施設の説明と見学/県市町村保健師（32人）
		藤沢市　虐待予防研修ケース検討	1	母子保健における児童虐待相談対応、児童相談所の役割/子ども健康課職員（23人）
		2市1町児童虐待合同研修	2	児童相談所の保健師の役割（8人）
		小田原保健福祉事務所保健師新人研修　足柄上管内母子保健担当者連絡会	2	ホワイトボードミーテイング法/県市町村保健師（26人）
		小田原保健福祉事務所　母子保健委員会部会	1	虐待の傾向と予防対策（14人）
		子ども虐待予防研修	1	児童相談所から見た母子保健と地域での支援の大切さ（142人）
		子ども虐待予防研修	2	SBS予防プログラム/医療機関、市町村、保育園等（41人）
	医療機関	SBS予防プログラム医療機関出張講座（平塚市民病院）	1	SBSの予防/産婦人科職員（21人）
	施設	強羅暁の星園	4	性教育について/職員（52人）
		わらべの杜	1	性教育について/職員（12人）
		三浦しらとり園職員研修	1	性教育について/職員（12人）(横須賀市児相と共催)
		幸保愛児園職員研修	1	性教育について/職員（35人）
	教育機関	県西地区高等学校・養護学校の養護教諭部会	2	虐待予防のための性教育/養護教諭（16人）
		思春期保健研修	1	虐待予防のための性教育（19人）

年度		施設・講演名	回数	内容/対象（人数）
28年度	教育機関	“児童虐待ゼロ”をかながわから！次世代への啓発プロジェクト(海老名高校)	1	赤ちゃんについて知っておこう虐待予防/高校2年生（400人）
	その他	国立保健医療科学院	1	児童相談所における保健師の役割/全国の県政令市等保健師（44人）
		児童相談所職員　初任者研修	1	児童相談所の保健師業務（40人）
		SBS研究結果の報告（所内研修）	1	受理したSBS/AHTの事例のまとめ（30人）
		福祉司部会	1	日本子ども虐待防止学会の報告/児童相談所児童福祉司（80人）
		所内親子支援研修	1	母子保健情報等の活用（12人）

（★新規）：5児童相談所保健師企画の合同研修

○　児童への集団健康教育は平成24～28年度の5年間で10施設に実施しました。年2～5か所で、回数は年1～9回。施設によっては複数の児童相談所保健師が協働で実施しました。

○　施設職員等への支援は平成24年度7件から平成28年度22件に増加しており、保健師単独ではなく親子支援チームや児童心理司と連携し実施したものもありました。

○　児童相談所と地域母子保健機関保健師のさらなる相互理解の必要性が検討され、平成28年度から「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を企画し合同開催しました。研修の内容は、児童相談所業務の講義や保護後の児童の経過、入所後の児童についての理解を図るために一時保護所や乳児院、児童養護施設の見学も組み入れたところ、参加者のアンケートから「地域で支えることの大切さを学んだ」等の感想があり、継続実施の希望も出ています。

ウ　地域との連携

＊保健師が関与した主な会議について記載。但し、会議名は地域により異なる。

関係機関	児童相談所主催の会議	出席した会議
県		・保健福祉事務所母子保健担当者会議 ・次世代育成課研修担当者会議（スキルアップ研修）
市町村	・児童相談所担当者連絡会議 ・市町村等母子担当保健師との連絡会	・保健福祉事務所と市町村の母子連絡会 ・要保護児童対策地域協議会
保健福祉事務所	・保健福祉事務所との連絡会議 ・管内母子保健連絡会議	・母子保健委員会（部会含む） ・所内保健師連絡会議 ・地域保健師業務連絡会議 ・管内母子保健業務連絡会議 ・精神ケース会議 ・母子保健処遇検討会議 ・周産期医療機関との母子保健連絡会 ・虐待児童処遇会議
医療機関	・医療機関との連携会議	・産婦人科との周産期連絡会議 ・児童虐待関係連絡会（こども医療センター）
児童養護施設	・管内施設との連絡会議 ・自立支援計画検討会議	
その他関係機関	・警察との連携会議	

○　市町村との連携では要保護児童対策地域協議会への参加や市町村職員との同行訪問等を行い、市町村と共にケースのアセスメントを行っている児童相談所もあります。

保健福祉事務所が主催している母子保健委員会等に参加し、児童虐待の現状を報告し、地域の課題を共に検討し、予防対策の一助となるよう発信しています。また、児童相談所保健師業務についても随時情報提供してきました。

○　医療機関との連携を目的とした連絡会は保健師が主となり開催しています。内容は、医療機関の虐待防止委員会についての情報共有や、児童相談所との連携での課題等を検討し、連携の強化に努めました。新たに院内虐待防止委員会が設置された医療機関や、各機関の情報誌での周知や連絡会の成果も現れています。また、会議で顔の見える関係を築き、日々の個別ケースの対応にも反映されてきています。

エ　県児童相談所保健担当者会議等　（開催回数）

会議名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全体会議	6	2		1	1	1	1			
定例会議		6	5	3	5	6	6	6	6	6
5県市児童相談所保健師連絡会議				2	1	1	1	1	1	1

○　県児童相談所保健担当者会議は2か月に1回開催し、保健師業務の課題の共有と対応の検討を実施しました。

平成25年度から構成メンバーとして担当課長が配置され、平成26年度には児童相談所担当者会議設置運営要領が改正され、児童相談所担当者会議の1つとして位置づけられました。

各児童相談所の重篤事例や性的虐待事例、対応困難ケース等について情報共有することで、保健師のスキルアップを図ってきました。

○　5県市児童相談所保健師連絡会議は平成22年度から開催され、平成23年度に横浜市、川崎市横須賀市、相模原市、県域児童相談所を含む5県市が、児童相談所の保健師の役割や保健師業務の情報交換を中心に年に1回開催されています。

（３）平成28年度の５児童相談所の特徴的な業務

各児童相談所では、SBS/AHTの発生件数が0件のところから、毎年数件発生している児童相談所もあり、地域で虐待発生の種別や内容、件数が異なるため、初動に支援の比重がおかれている児童相談所や、里親への個別支援等や面前ＤＶによる心理的虐待の対応などに取り組む児童相談所など取組みに特徴がみられ、それに合わせて保健師業務の比重も変化してきています。

ア　性教育（中央児童相談所）

集団と、個別への性教育を実施しています。

① 集団へのアプローチについて

児童相談所は管轄地域にある各施設の支援を行っており、その一環として、児童養護施設や福祉型障がい児入所施設等の施設に対して性教育を実施しています。

目的は、施設職員自身が性教育のスキルを身につけ、日常生活の中で子どもに性教育の内容を伝えることができるようになること、子ども自身への正しい知識の普及です。施設は、家庭と異なり、集団生活をしていることから、パーソナルスペースについての知識を身につける教育が特に重要です。

② 個別へのアプローチについて

性的なトラブルに巻き込まれた子ども、発達に課題がある子ども、18 歳になり施設を退所する節目にあたる子ども等に行っています。

生育歴をはじめ様々な情報をもとに、児童福祉司・児童心理司・施設職員・家族等と、どのような形で行うことが適切か検討し、子どもの特徴も十分に考慮し性教育を実施しています。教育内容を、生活の中で繰り返し伝えていくことや、子どもの疑問に答えることが必要であり、関わる担当者の共通認識は重要です。

集団、個別、いずれの場合も、十分に対象の状況を理解することにより、有効な性教育につながります。特に、様々な虐待を受けている子どもは、年齢相応の発達課題がクリアされていない場合もあり、その点に配慮をしています。

イ　医療機関との連携（平塚児童相談所）

医療機関からの情報は、虐待の判断に重要な情報です。

保健師は、医療機関からSBS/AHT疑いや重症な火傷などの通告が入ると、児童福祉司とともに初動調査に医療機関へ向かいます。医療機関では、医師や看護師から、受傷の状況やその原因と思われること、子どもの病状、予後などの医療情報、保護者の状況等の聴取を行い、整理して所内で報告します。保護者に対し、児童相談所が関わることになった理由の説明を行う医療機関での面接に同席し、医療情報の理解の共有化の援助をすることもあります。

また、受傷の原因や診断の確認のため等のセカンドオピニオンを行う際、医療情報の整理や医療機関との調整等を行います。

また、性的虐待の被害児への支援として、被害の状況や身体状況から、医療機関と受診を調整することなどもあります。

医療機関の医師、看護師から医療情報を正確に収集し、記録することや、援助方針会議の中で保

健医療の視点から発言すること、児童福祉審議会での医療情報の提供などは保健師の重要な役割です。

また、管内の医療機関との連携を強化するために連携会議を行います。医療機関の虐待防止委員会等の設置状況や稼動状況、児童相談所との連携での課題等を検討しています。

さらに、医療機関と保健福祉事務所で開催する児童虐待予防研修会などへも企画の段階から参画し、地域の医療関係者の児童虐待対応力や児童虐待予防活動への支援を行っています。

医療機関との連携は、児童虐待の判断となる重要な情報収集、保護者への告知、医療関係者の人材育成など、児童虐待対応には欠かせない重要なものです。

児童相談所の保健師は、チームの中で唯一の保健医療職として、保健医療職でなければできない正確な医療情報の収集と、医療機関との連携を円滑にする重要な役割があります。

ウ　里親支援（鎌倉三浦地域児童相談所）

里親支援の一つとして長期委託の際の支援があります。全ての委託に丁寧に関わることは難しいですが、特に乳幼児を長期委託する際には、チームの一員として保健師も支援を行っています。

当所において、施設入所中の生後５か月児、一時保護中の１歳２か月児のお子さんを、子育て経験の無い里親に同時期に長期委託することになり、個別ケースの支援と同様に、所内多職種におけるチームで支援を行うことになりました。

チームのメンバーは、里親の地区担当福祉司、委託児担当福祉司、委託児担当心理司、親子支援チーム、保健師、里親対応専門員であり、委託前から委託後まで継続して支援をしています。里親が不安を感じたり、混乱しないように委託までの進め方や委託後の支援についてチームメンバーの役割を整理し共有しています。

保健師はチームの一員として、子どもと里親の委託前の交流中に、子どもの対応や育児手技の助言、里親と子どもの関係性のアセスメント、外泊前に里親宅へ家庭訪問を行い、養育環境や育児用品等の確認、事故予防について助言を行い、委託前の外泊中や、委託後にも家庭訪問を継続的に行い、里親の子育ての相談に応じたり、養育状況の確認や予防接種や乳幼児健診等母子保健に関する情報提供、育児に関する助言を行っています。

家庭訪問以外に、委託前後に定期的に里親とチームで合同ミーティングを実施し、可能な限り保健師も参加し里親と子どもを支援しています。

また、委託前に市町村の要保護児童対策地域協議会担当職員、母子保健担当保健師へ委託児の経過や里親の状況等について情報提供を行い、委託後は母子保健担当保健師へ繋ぎ、家庭訪問や電話での相談、乳幼児健診、育児教室等、市の事業を活用し支援をしてもらっています。状況によっては養育支援訪問事業も活用しています。

地域の母子保健の情報や育児のノウハウを熟知し、委託児の背景を理解している児童相談所保健師が関ることで、里親の育児不安にタイムリーに寄り添い、発達に応じた子育てが安心してできる環境を支援することができています。その後も支援は継続しており、児童福祉司と保健師の家庭訪問を里親と子どもも心待ちにしてくれています。里親支援も保健師の役割として大切な支援の1つであることを実感しています。

エ　地域との連携（小田原児童相談所）

地域でおきた虐待を地域の関係機関と共有し、虐待予防の視点での地域づくりにつなげることは児童相談所保健師の役割のひとつです。

例えば、管内でおきたSBS事例を、発生状況、医療機関との連携状況、児童相談所が推測した発生要因、その後の状況などを地域の母子保健主管課と共有しました。

そして現行の母子保健におけるSBS予防をさらに効果のあるものにするために意見交換をし、予防対策の推進に役立てました。

また管内の虐待取扱件数の増加の理由である心理的虐待の分析結果を地域に伝え、今後のあらたな予防対策を検討し、取組みをはじめているところです。具体的には、心理的虐待のひとつである「面前ＤＶ」を予防するためには妊娠期から父親を含めた家族支援、夫婦間の口論を含む予防支援の必要性を共有しました。そして、そのためのアプローチや父親支援の内容を児童相談所と母子保健担当者会議の中で、市町母子保健担当、保健福祉事務所と検討しました。さらに管内高校養護教諭部会、要保護児童対策地域協議会、医療機関とのネットワークの場も活用して分析結果や予防対策等について伝え、地域で考える機会の一助としました。

担当者レベルの検討は、それぞれの現場の実際を踏まえているので、様々なアイデアが出てお互いを活性化します。更に予防効果を継続させ、高めていくためには、変化する状況に応じて検討していくことが課題です。

また、今後は、関係機関だけでなく、地域の主任児童委員や住民等にも予防の取り組みが自分達の地域の課題として捉えられるように働きかけていくことも必要です。

管内の虐待の実態から、いかに予防対策につなげていくかという、虐待予防の視点での地域づくりが重要であり、今後はさらに、児童相談所保健師にこの役割は求められるところと考えます。

オ　個別支援（厚木児童相談所）

保健師は、単独でケースは持たず、地区担当の児童福祉司と協働して、乳幼児を中心に医療機関からの通告事例、性的虐待及び性被害加害事例、保護者に精神疾患のある事例、養育力に課題があり虐待のおそれがある事例等に関わり、保健・医療に関する専門性を活かしながら、保護者及び子どものアセスメント、保健指導を実施しています。

児童虐待通告の緊急受理会議には原則全事例参加します。子どもの安全確認は48時間以内の対応が必要なため、迅速かつ多角的な評価による的確な対応が求められています。

決定された方針に基づいて医療機関や市町村、保健福祉事務所の母子保健等から情報収集、調査を行うとともに、子どもの現認調査の児童福祉司に同行し、子どもの安全確認及び保健・医療的側面からのアセスメントを行います。その際は、保護者の育児困難感や不安などの訴えを引き出し、傾聴します。児童福祉司と親、親子のやり取りを直接観察しながら、子どもの成長発達、身体状況、養育状況等をアセスメントし、発育状況や傷、痣などで医療面の確認が必要な場合は医療機関の受診に同行し、診断結果を含めて援助方針の検討がされます。

妊婦や子どものいる家庭において保健師は、相談できる職種として知名度が高く身近な存在であるため、保護者との緊張関係を和らげ、よりよい関係を築く契機になると感じています。

一時保護では、子どもの安全安心の確保をしながら移送します。子どもの既往歴、アレルギーの有無等の健康情報を把握し、一時保護所等に情報提供を行います。その後の家庭復帰のためのチー

ムアプローチの一員として、保健的視点での情報提供やアセスメントを行っています。

事例の少ないSBS等では、医療面での情報収集やアセスメント等の医療に関わること、児童福祉司と共に入院医療機関や家庭に訪問し保健師の視点で家庭環境のアセスメント、セカンドオピニオンの調整、児童福祉審議会での医療情報提供、親子支援チームや児童心理司と協力して家族へのSBS予防や事故防止などの家庭復帰への家族支援及び予防的支援の働きかけを行っています。

保健師は1人配置であるため、初期介入時の医療機関との関わりが中心になり、継続支援が難しい場合もありますが、家庭復帰後も含め長期にわたる支援ができるよう努めています。

カ　市町村支援（５児童相談所合同開催）

個別支援等の日常業務において市町村保健師支援を意識して行っているが、保健担当者会議の中で、母子保健でポピュレーションアプローチを行う保健師を中心に、虐待対応の実際を知ってもらい、連携を深めること、予防の視点での業務に活かしてもらうことが必要ではないかという検討がされ、また、市町村保健師から児童虐待に特化した研修の場が少ないという意見が合致し、平成28年度から「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を5ヶ所の児童相談所保健師が合同で企画・開催しています。

市町村で関わったケースが、どのように児童相談所につながり、児童相談所はどのようなアプローチを行い、その後の生活状況はどうなっているのか、それぞれの機能を発揮するための役割分担はどうしたらよいのか、施設はどんなところか等、虐待を扱う機会が少ない保健師にも分かりやすいように伝えています。

今後も対象のニーズを把握し、内容の検討を行いながら継続して開催していくことを検討しています。

Ⅱ　保健師業務10年間の実績

1　会議・成果等

年度	配置（◎）会議（○）	成果等（決定事項も含む）	周知・報告実績
19年度	◎中央児相に1名保健師をモデル的に配置。 ○「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会」（4月～10月）開催	・「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書」作成（＊保健師は地区を持たずに専門性を生かした業務を担当することとなる） ・「児童相談所における保健師の業務について」作成 ・保健福祉司部会に参加	・保健福祉事務所との連絡会議の開催
20年度	◎３児相（中央、厚木、相模原）に保健師配置。（＊一時保護所のある児相） ・「県児童相談所保健師連絡会議開催要領」を制定 ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜全体会議＞ ・「あり方検討委員会報告書」報告 ＜定例会議＞ ・保健師業務集計について ・健康増進課、子ども家庭課、保健福祉事務所との連携 ・健康教育の実施について	・健康増進課（母子保健担当）から、会議、研修等母子保健情報を児相保健師にも情報提供を依頼 ・「一時保護所における保健師の役割」覚書作成（相模原児相） ・国立保健医療科学院児童虐待研修防止研修は、必須研修として位置づけ ・児童相談所業務実績に保健師業務掲載	・子ども家庭課、保健福祉事務所、児童相談所の合同企画による児童虐待予防スキルアップアップ研修へ協力開始 ・保健福祉事務所との連絡会議の開催 ・保健福祉事務所所長会、保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・紀要vol.9　2008「児童相談所における保健師の専門性と役割について」 ・知事表彰「児童相談所における保健師の役割の確立」
21年度	◎３児相（中央、厚木、相模原）に保健師配置。 ＊厚木は休職。 ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜定例会議＞ ・保健師業務集計について ・健康教育（性教育）の実施について ・保健師支援の考え方について	・次年度に４県市児童相談所保健師との連絡会議の実施を決定 ・中央児童相談所における保健師業務について（内規）の作成（中央児相）	・保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・健康増進課、子ども家庭課保健師との連絡会議の開催 ・県母子保健担当者会議参加 ・湘南地区施設連絡協議会研修会にて、健康教育（性教育）の実践報告 ・「児童相談所における保健師の専門性と役割について」保健師ジャーナル2009 vol.65 No.09

年度	配置（◎）会議（○）	成果等（決定事項も含む）	周知・報告実績
22年度	◎３児相（中央、厚木、相模原）に保健師配置。 ＊厚木は休職。 ・「県児童相談所保健師連絡会議開催要領」を改正 ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜全体会議＞ ・平成19年度からの活動報告 ・平成22年度の活動計画 ＜定例会議＞ ・４県市児童相談所連絡会議 ・保健師の役割の明確化のためのワーキングを開催	・保健師業務の明確化のためのワーキングの位置づけ ・保健師の配置のない児童相談所へ支援開始（小田原児相、厚木児相） ・県内政令市・中核市の児童相談所保健師の業務内容を把握	・保健予防課長会、保健福祉課長会での実績報告 ・西湘地区施設等連絡協議会へ出席し、健康教育（性教育）の実績報告 ・４県市児童相談所連絡会議を開催（継続した開催について、５県市児童相談所長会で了解） ・「座談会　児童相談所の保健師は何をするべきか!?」公衆衛生情報　2010　11・12合併号vol.40 No.9 ・「茅ヶ崎市、茅ヶ崎保健福祉事務所及び神奈川県中央児童相談所における児童虐待予防連携システム構築事業　母子保健と児童福祉の有機的な連携」地域保健 2010.6
23年度	◎５児相(中央、鎌三、小田原、厚木、県北)に保健師配属。 ＊６月に県北地域児童相談所保健師の異動 ・「県児童相談所保健師連絡会議開催要領」を改正 （子ども相談課の新設のため） ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜1回目全体会議＞ ・平成22年度の実績報告 ・平成23年度の活動計画 ・「あり方検討委員会」報告 ・県児童相談所保健師業務作成 ＜2回目全体会議＞ ・平成23年度事業実績 ・平成24年度計画 ＜定例会議＞ ・業務実績の見直し ・健康教育指針の作成 ・５県市連絡会議の開催 ・保健福祉事務所との連携	・平成22年度「児童虐待防止に関する児童相談所における保健師業務のあり方検討委員会報告書」作成（＊保健師は地区を持たずに専門性を生かした業務担当を継続） ・神奈川県児童相談所保健師業務（平成23年5月31日改訂版）を作成	・５県市児童相談所連絡会議を開催 ・児童虐待予防のための市町村母子保健活動支援システムの構築について作成 ・児童福祉司部会（2月15日）にて、健康教育（性教育）の実践報告 ・保健師業務活動報告書（県北地域児童相談所） ・「虐待から子どもを守る～児童相談所の立場から～KANAGAWA看護だより　2011年5月Vol.138 ・「様々な職場で働く保健師たち」保健師職能委員会だより　平成23年10月発行第47号 ・保健福祉局長表彰「子ども家庭福祉分野における家庭支援のあり方に関する総合的研究チーム」

年度	配置（◎）会議（○）	実績
24年度	◎５児相に保健師配属。 ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜全体会議＞ ・24年度活動報告及び25年度活動計画 ・児童相談所保健師マニュアル ＜定例会議＞ ・合同プロジェクトについて ・５県市連絡会議 ・児童相談所保健師マニュアルについて	・５県市児童相談所連絡会議を開催（横浜市） ・保健福祉局長表彰「児童虐待防止対策プロジェクトチーム」 ・知事表彰「児童虐待防止対策プロジェクトチーム」
25年度	◎５児相に保健師配属。県北地域児童相談所閉所 ○県児童相談所保健師連絡会議 ＜連携会議＞ ・25年度活動実績及び26年度活動計画 ・保健師業務の明確化に向けた検討 ＜定例会議＞＊担当課長の配置 ＊その他の関係者の参加可 ・保健師業務の明確化に向けた検討 ・医療機関からの通告事例分析 ・性被害を受けた児童の婦人科受診の際の検査項目	・５県市児童相談所連絡会議を開催（相模原市） ・神奈川県児童相談所の保健師～早わかりナビ～(H26年3月作成) ・児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割～所内多(他)職種へのアンケート調査に基づき～報告書（H26年3月作成） ・紀要Vol14　2013「大和市との連携・協働～県北地域児童相談所　4年間の取り組み～」掲載
26年度	◎平塚児童相談所開所。５児相（中央、平塚、鎌三、小田原、厚木）に保健師配属。 ○県児童相談所保健担当者会議（名称変更） ・<u>「児童相談所担当者会議設置運営要領」に記載</u> ＜定例会議＞ ・事業実績及び活動計画 ・医療機関情報 ・性的虐待フロー確認 ・保健師による高3生向け健康教育の展開 ・保健師業務の調査報告書等の活用の検討	・５県市児童相談所連絡会議を開催（川崎市） ・紀要Vol15　2014「児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割～所内多（他）職種へのアンケート調査に基づき～」掲載 ・知事表彰「児童相談所保健師チーム」（医療機関からの虐待通告と所内アンケートの分析）
27年度	◎５児相に保健師配属 ○県児童相談所保健担当者会議 ＜定例会議＞ ・活動実績及び活動計画 ・SBS/AHT等に関する検討 ・市町村保健師向け研修の検討 ・５県市児童相談所連絡会議	・５県市児童相談所連絡会議を開催（神奈川県） ・里親認定前研修の講義内容の統一
28年度	◎５児相に保健師配属 ○県児童相談所保健担当者会議 ＜定例会議＞ ・活動実績及び活動計画 ・SBS/AHT等による虐待通告事例のまとめ ・市町村保健師向け研修の検討 ・業務集計表の検討 ・施設での性教育について ・児童虐待ゼロをかながわから！次世代へのプロジェクトについて ・保健師業務10年間のまとめ作成について ・性的虐待の医療機関受診フローについて	・５県市児童相談所連絡会議を開催（横須賀市） ・「地域の保健師と児童相談所の連携のための研修」を開始 ・ひこばえ「里親サロン」の保健相談 ・国立保健医療科学院の虐待コース講師「児童相談所における保健師の役割」 ・【調査報告】神奈川県児童相談所における頭部外傷による虐待通告事例の分析及び児童福祉司へのインタビューを通して ・県民局長表彰「児童相談所における乳幼児頭部外傷虐待通告事例研究チーム」

2　研究10年間のまとめ

年度	テーマ等	学会名・掲載先等
20	(1)児童相談所における保健師の専門性と役割について	第30回地域保健師研究発表会 県公衆衛生学会
21	(2)茅ヶ崎市、茅ヶ崎保健福祉事務所及び県中央児童相談所における児童虐待予防連携システム事業について ～（第1報）母子保健と児童福祉の有機的な連携～	第31回地域保健師研究発表会 県公衆衛生学会
22	(3)児童虐待予防につながる母子保健事業の展開への支援 ～乳幼児揺さぶられ症候群が疑われる事例をとおして～	第32回地域保健師研究発表会
23	(4)神奈川県児童相談所における保健師業務の検討 ～児童相談所保健師配置の経過から～	第17回日本子ども虐待防止学会
	(5)保健師業務活動報告書（県北地域児童相談所）	報告書
	(6)児童虐待対応における町、保健福祉事務所、児童相談所の保健師の役割を考える～特定妊婦の援助の過程から～	第33回地域保健師研究発表会
	(7)児童相談所と保健福祉事務所との連携を考える ～平成22年度の実績と検討経過及び実践から～	第33回地域保健師研究発表会
24	(8)神奈川県児童相談所における保健師の役割について	第71回日本公衆衛生学会
	(9)神奈川県児童相談所における保健師の役割について ～保護児の健康教育からの考察～	第18回日本こども虐待防止学会
	(10)周産期からの児童虐待予防のシステム構築について ～児童相談所としての広域調整の過程を通して～	第34回地域保健師研究発表会
	(11)乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取組み（第1～3報） ～正しい知識の普及と予防プログラムの展開の歩み～	第18回日本こども虐待防止学会
	(12)主な虐待者が精神疾患等を有する事例における児童相談所保健師の役割について（5児相）	第34回地域保健師研究発表会
25	(13)医療機関からの通告事例における児童相談所保健師の役割（第1～2報）（5児相）	第35回地域保健師研究発表会
	(14)児童相談所保健師による効果的な健康教育について ～児童養護施設と連携した健康教育からの一考察～	第2回日本公衆衛看護学会
	(15)児童相談所保健師による効果的な健康教育について ～施設入所児への健康教育からの一考察～	第19回日本子ども虐待防止学会
	(16)児童相談所と母子保健担当機関との連携について ～管内保健師連絡会議からの考察～	第72回日本公衆衛生学会
26	(17)児童相談所と保健福祉事務所の事業連携に関する一考察	第36回地域保健師研究発表会
	(18)児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割 ～所内多(他)職種へのアンケート調査からの考察～(5児相)	第36回地域保健師研究発表会
27	(19)神奈川県児童相談所におけるSBS/AHT（疑い）による虐待通告事例の分析（5児相）	第37回地域保健師研究発表会
	(20)ハイリスク児童への性教育について ～児童相談所における実践から～	第37回地域保健師研究発表会
28	(21)神奈川県児童相談所におけるSBS/AHT（疑い）による虐待通告事例の分析（第２報）（5児相）	第38回地域保健師研究発表会
	(22)児童相談所における乳幼児の頭部外傷による虐待通告事例の対応（第1～2報）（5児相）	第22回日本子ども虐待防止学会
	(23)小田原児童相談所虐待相談増加の傾向と要因について ～心理的虐待の分析から今後の取り組みを考える～	第38回地域保健師研究発表会

○　研究は、毎年１つ以上実施しました。配置当初は「児童相談所における保健師の役割と専門性」に関するテーマで、児童相談所保健師の業務を明確化してきました。5年目以降の研究は約7割がSBS/AHT等具体的な課題に関する内容に変化しており、導き出された結果を業務に活かし、SBS/AHT予防の発信等を行ってきました。ホームページへの掲載や日本子ども虐待防止学会、地域保健師研究発表会等で報告や発信をしてきたことで、児童相談所保健師の業務や役割についての全国規模の講師依頼がきています。

3　研究 10 年間のまとめ概略版

児相⇒児童相談所　　保福⇒保健福祉事務所

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
研究テーマ	(1)児童相談所における保健師の専門性と役割について	(2)Ｔ市、Ｔ保健福祉事務所及び県中央児童相談所における児童虐待予防連携システム構築事業について	(3)児童虐待予防につながる母子保健事業の展開への支援	(4)神奈川県児童相談所における保健師業務の検討 (5)保健師業務活動報告書 (6)児童虐待対応における町、保健福祉事務所、児童相談所の保健師の役割を考える (7)児童相談所と保健福祉事務所との連携を考える	(8)神奈川県児童相談所における保健師の役割について (9)神奈川県児童相談所における保健師の役割について ～保護児の健康教育からの考察～ (10)周産期からの児童虐待予防のシステム構築について (11)乳幼児揺さぶられ症候群の予防の取組み（第１～３報） (12)主な虐待者が精神疾患を有する事例における児童相談所保健師の役割について	(13)医療機関からの通告事例における児童相談所保健師の役割（第１～２報） (14)児童相談所保健師による効果的な健康教育について～児童養護施設と連携した健康教育からの一考察 (15)児童相談所保健師による効果的な健康教育について～施設入所児への健康教育からの一考察～ (16)児童相談所と母子保健担当機関との連携について	(17)児童相談所と保健福祉事務所の事業連携に関する一考察 (18)児童相談所チームアプローチにおける保健師の役割	(19)神奈川県児童相談所における SBS/AHT（疑い）による虐待通告事例の分析 (20)ハイリスク児童への性教育について	(21)神奈川県児童相談所における SBS/AHT（疑い）による虐待通告事例の分析（第２報） (22)児童相談所における乳幼児の頭部外傷による虐待通告事例の対応（第１～２報） (23)虐待相談増加の傾向と要因について～心理的虐待の分析から今後の取り組みを考える～
研究概要	平成 19 年に配置後児相におけるあり方検討会､所内検討会より業務基準をまとめたが､保健師自ら体験した保健師業務より役割を整理し､福祉職を対象とした調査をもとに今後の保健師の役割を考察	母子保健と児童福祉の有機的な連携のあり方検討の途中報告	SBS 事例を市町村と共に支援した経過から市町村と共に検討し、市町村母子保健事業に予防の視点が取り入れられ、予防に繋がった。支援過程を考察し、支援内容と児相の役割を考察	(4)配置後３年目が経過し今後の保健師業務の定着化を目指した検討 (5)・新たに児相に配属される保健師の手引き ・虐待予防を念頭において活動する地域の保健師との連携の一助 (6)特定妊婦事例から各機関の役割を検討 (7)児相保健師が予防に取り組むために保福との連携の検討結果と実践のまとめ	(8)厚木児相の業務を分析し、県児相の保健師の役割を考察 (9)保護児の健康教育から効果的な方法の考察 (10)周産期からの管内の早期把握のためのシステム構築の過程 (11)乳幼児揺さぶられ症候群の予防における県保健師の役割 (12)精神疾患を有するケースに対しての保健師の役割	(13)医療機関からの通告事例の傾向をまとめることで保健師が関与する事例のまとめと保健師の役割の考察 (14)児童養護施設での効果的な健康教育についてのあり方の検討 (15)施設入所児への効果的な健康教育のための考察 (16)虐待予防推進のための母子保健担当機関との連携の考察	(17)児相と保福の地域支援と人材育成の視点からの連携のあり方の考察 (18)チームアプローチの中での保健師の役割をアンケートから考察	(19)SBS/AHT 事例の発生状況の分析 (20)児相の性教育について児童の状況と教育実施内容の明確化	(21)SBS/AHT 疑いによる虐待通告事例の分析と児相保健師の役割 (22)頭部外傷事例のまとめと分析、福祉司ンタビューから対応の課題の整理とチームアプローチにおける保健師の役割 (23)心理的虐待の傾向と要因の分析から、今後の予防対策の考察
結論	児相の保健師の役割 ・個別ケースの対応 保健医療アセスメント、保護者保健指導、育児指導、 ・地域との連携予防、再発予防を目的とした地域保健師との連携 ・検討すべき役割、研修企画、性教育 一時保護所での健康教育、性教育を含む児童養護施設支援	アセスメントシートを用いることにより関係者の事例の判断基準が理解しやすくなった	SBS 事例の個別支援経過を市町村と共有することで、予防の視点と市町村支援の継続で母子保健事業を見直す展開に繋がっている	(4)所管地域で広域的に専門性を発揮するために保健師としての配置が望ましい (5)保健師配置の効果。初動調査の受け入れ良好。健康面のアセスメントが充実。母子保健を中心とした関係機関と連携が取りやすくなった。一時保護所への予防的支援を充実 (6)一時保護についての異なる認識をしていたことを共有できたなど (7)保福と連携しシステム作り、健康教育の実施など	(8)児相の中で保健師は他専門職と協働し、予防の視点で広域的な役割を担うこと (9)児童の状況に合わせた個別の支援方法が必要である (10)児相保健師が会議を主催することで、広域連携に繋がった (11)予防プログラムの作成や医療機関での展開、県内での継続実施 (12)精神疾患の直接的支援の他、スタッフ支援や関係機関との連携	(13)医療機関通告は緊急性が高いため、保健師支援が入ることで、医療からの情報を処遇に役立て、関係機関と連携して支援する役割がある (14)施設と充分に調整試行を重ねることで効果的となった (15)事前のアセスメントを踏まえ、個別性を重視すること、施設との事前の充分な調整が必要である (16)虐待予防という視点で広域的に保健、福祉の連携強化が出来た	(17)児相の専門性と保福の調整機能が上手く活用され、取り組みの弱かった点を強化できた (18)個別ケースに対する保健･医療面からの支援の役割への期待が大きかった	(19)通告件数は、地域･医療機関に偏りが見られた。9 割が乳児で、7 割が第 2 子のため予防教育は継続して実施が必要である (20)学習実施前に児童の状況を多面的に把握する必要がある。(聞き取りシートを活用) 「境界線」の学習、絵による説明、拒否の練習に効果あり、性知識の学習のみでは効果が低い	(21)通告はハイリスク家庭以外でも発生しているため、様々場面で、子どもにかかわるすべての人に教育が必要 (22)頭部外傷事例は事例数が少なく、福祉司の経験の積み重ねが難しいため、対応マニュアル等の整備や、医療に強い保健師を含むチームアプローチが有効である。保健師は初期から再統合まで役割があった (23)面前ＤＶを予防するには、父親を含めた家族支援が妊娠早期から必要である
課題	・保健師の専門性である保健や予防の視点を活かした取り組み ・地域の保健師との連携で児相と地域を繋いだ児童虐待の予防・再発支援	児童虐待予防の視点を入れた母子保健事業の展開の支援を保福と実施すること		(4)児相保健師の役割の定着化 (5)児相保健師の役割、業務の定着化､関係機関と連携し虐待対応､防止、早期発見等の地域支援体制の充実、保健師単独ではなく児童福祉司と協働で支援という活動形態をとること (7)児相と保福が連携し、保健の視点で虐待防止の取り組みを推進すること	(9)健康教育にも個別性を重視した対応、個別のアセスメントが必要であること (10)広域的な調整が必要、医療機関との連携強化 (12)精神疾患を有するケースの継続的・予防的な関わりについては地域との連携が必要であること	(13)精神と母子保健の担当部署との協働が不可欠であること (14)施設スタッフへのフィードバックや繰り返しの教育など (15)教育は個別と集団の組み合わせによる効果的な方法の実施の検討が必要であること	(17)児相と保福が継続的に柔軟な事業展開ができるよう連携をとること (18)期待される役割を発揮するには、児相保健師間の情報共有等が必要	(19)医療従事者を含めた SBS の普及啓発の強化や、育児相談等において発生リスクを緩和させる支援 (20)性の安全を守る視点での性教育が必要。単独の性教育のみでなく、関係者の日頃の応用、継続指導が必要	(21)揺さぶらないことの啓発普及、再発予防の地域との連携 (22)安全の判断基準の明確化 (23)予防支援のあり方と関係者への研修等の開催の検討

Ⅲ　保健師業務10年間のまとめと今後の取組み

１　保健師業務10年間のまとめ

保健師が配置されてこの10年を振返ってみると、平成19年に配置された当初は、児童相談所においてまずは、「保健師」を理解してもらうことからはじめています。その後、児童福祉司等と一緒に動きながら、児童相談所における保健師の役割を模索し、平成21～25年度は保健師の役割や課題が具体的になってきています。平成26～28年度は、保健師活動が拡大される中で、各児童相談所の地域の実情や虐待発生状況、取組みに応じて、それぞれの児童相談所の保健師活動に特色が出てきています。

児童相談所に保健師が配置されたことで、健康面でのアセスメント等を含む個別ケースの対応や性教育を中心とした健康教育、市町村母子保健や精神保健への繋ぎなどの関係機関との連携、システムづくりなど児童福祉分野の中での保健医療の視点での活動が充実強化されています。

また、乳幼児を中心としたケース、特定妊婦、精神疾患事例、SBS/AHTなどの重症事例などの積み重ねや性教育等の実際から、地域の母子保健との会議や研究、研修会開催などで、予防の視点で情報発信や連携をし、地域の予防の取組みを充実強化しています。

さらに、10年間の変遷をみると児童相談所の保健師の役割の整理や、児童虐待の発生予防・再発防止の活動など、課題が次への取組みへと繋がれ、生かされ、経年的に発展的な活動につながっています。

児童福祉司からも保健医療的アセスメントのアドバイスがケースの対応に役立った、医療機関とのやりとりがスムーズになった、保健師の視点・経験が児童相談所業務に役立ったなどの声が聞かれています。

配置当所から課題となっていた市町村母子保健の支援や医療機関との連携や支援、地域の予防体制などは、引き続きの取り組む課題です。

今後は、これまでの10年間で積み上げ、確立してきた児童相談所保健師としてのノウハウや経験を生かし、取組みを充実強化させていく必要があります。

２　現状の課題と今後の取組み

以上のことも踏まえ、平成29年度の「児童相談所のあり方検討プロジェクト会議」において、現状の課題と児童相談所保健師が今後10年の目指す方向を検討し、具体的な今後の取組みをまとめました。

（１）課題

ア　地域の虐待予防の体制づくりの推進

これまで培ってきた児童相談所配置保健師としてのノウハウや経験を活かし、新たに「虐待予防」の視点からの取組みを拡大し充実強化させていく必要があることから、まずは、市町村母子保健担当部署及び保健・医療関係機関が実施する虐待予防・再発防止のための取組みをサポートするための役割を明確に位置づけ、地域の虐待予防の体制づくりを進める必要があります。

イ　保健師配置数の改善

保健師配置から10年が経過するなかで業務が明確化された一方、通告数の増加に伴う業務量の増加や虐待を予防する地域づくりなど新たに期待される業務が多くなっています。しかし、

それぞれの児童相談所における業務量に見合う人員配置がないため、十分に役割、業務を果たせておらず、今後各児童相談所の規模、業務量等に応じた複数の保健師配置が必要です。

また、次の世代の保健師が児童相談所で力量を発揮できるよう、児童相談所に配置された保健師としての知識・技能の継承、及び保健師のスーパーバイザーの位置づけやフォローアップ体制等を含めた質と量を確保できる人材育成の体制作りをすすめる必要があります。

（2）今後の取組み

ア　地域の虐待対応及び虐待予防の体制づくりを推進するための取組み

○　市町村母子保健担当部署支援強化

児童相談所における児童虐待対応のノウハウを活かしたバックアップ機能、コンサルテーション機能による、個別ケース支援及び組織的対応の仕組みづくりの後方支援を行うことが必要です。

○　市町村母子保健担当部署の保健師の人材育成支援

必要に応じて研修の受入れや人事交流の検討等を実施する必要があります。

○　各児童相談所所管内市町村の虐待予防対策の広域調整

本庁関係部署、県保健福祉事務所及びセンターと協働し、各所管内市町村の虐待予防対策にかかる広域調整機能の強化を図ります。

○　医療機関の虐待対応力の向上

医療機関への虐待の早期発見・対応にかかる研修の実施や、医療機関に設置される虐待防止委員会（CAPS）の立ち上げや運営の支援強化を図ります。

イ　保健師の配置強化及び人材育成を推進するための取組み

○　統括的な立場の保健師の配置

県所管全体の調整機能、とりまとめ役として、統括的な立場の保健師の中央児童相談所機能としての虐待対策支援課への配置に向けた取組みを進める必要があります。

○　保健師の複数配置と育成

虐待を予防する地域づくりなど新たに期待される業務が多くなっていますが、業務量に見合う人員配置がないことで十分に新たな業務を果たすことができなくなっていることから、また、人材育成の観点からも、中堅と若手のペア配置による各所複数体制の確保に向けた取組みを進めるとともに、保健師に対するスーパーバイス機能及びフォローアップのための体制の整備を図ります。なお、配置人数については、児童相談所の設置基準が改正され中核市及び特別区にも設置できるようになることをふまえると、概ね所管人口30万人に１名の配置が目安になると考えられます。

○　保健師キャリアパスとしての児童相談所勤務の推進

能力開発期にある保健師に向けて児童相談所配置保健師の「仕事の見える化」を図るなど、発信方法を工夫するとともに、保健師キャリアパスとして児童相談所勤務を推進する必要があります。

Ⅳ　児童相談所経験のある保健師からの一言

中央児童相談所　平成 22～24 年度　彦根倫子

一度は仕事をしてみたいと思っていた児童相談所への異動の希望がかなったのは、平成 22 年 4 月、私は弘中さんの後を引き継いだ中央児童相談所 2 代目の保健師です。

異動して早々に SBS の事例に出会い、前の所属（子ども家庭課）で、モデル事業として実施してきた予防プログラムの重要性に直面しました。また、すべての児童相談所に保健師が配置されてからは、定例連絡会の開催や、県内の児童相談所保健師のネットワークづくりのための情報交換会を実現することができました。この取組みでより一層、県保健師として児童相談所での保健師の位置づけの重要性を感じました。

県児童相談所保健師の配置から 10 年経過する中、法改正により保健師の配置が必須となりました。保健師にこだわり、保健師らしさを十分に生かした活動の継続を望んでいます。

中央児童相談所　平成 25～27 年度　富岡順子

私は中央児童相談所に 3 代目の保健師として配属されました。転勤当初は福祉と保健の言葉や考え方の微妙な違いに戸惑いましたが、前任、前々任の保健師が記した「児童相談所保健師の役割」を指標として、周囲に相談しながら動く中で戸惑いはなくなり、保健医療職としての気づきを発言できるようになりました。児童相談所では健康や性の問題を抱えるケースが多く、重症の外傷ケースも少なからず発生し、医療機関への調査や家庭訪問、面接、性教育…と、一日に複数ケースの対応に追われる日もありました。児童相談所にいた 3 年間で出会った子どもや親、担当者・関係者との対話を通して、子どもが安全で安心できる家庭で親と過ごすことの大切さや、子どもの中の健康な部分に働きかけて育てていくことの重要性、親本人への支援や子育て支援が虐待予防につながることなど、改めて気づき認識が深まりました。現場から事業の在り方を考える保健師にとって貴重な体験であったと思っています。

中央児童相談所　平成 28 年度～　志波直子

虐待通告は毎日入り、当初は受理される内容に驚き、思考が膠着してしまうことも度々ありました。また、保健師としての専門性を発揮できるのか不安な日々がしばらく続きましたが、少しずつ自分にできることは何か、考えられるようになっています。

児童相談所の中で私の在籍する子ども支援課の個別支援は、児童福祉法、児童虐待防止法を主軸として動いているので、必然的に子ども中心の支援になります。しかし、家族援助論を学んできた立場でケースを見ると、未熟な保護者も気にかかってしまいますが、そこは後ろ髪を引かれながら市町へつなぐようにしています。

また、重篤なケースを見ているからこそ、ポピュレーションアプローチによる予防の大切さを感じ、それをフィードバックするよう心がけていきたいと考えています。

相模原児童相談所　平成 20～22 年度　佐々木眞壽美

私達が出会ったケースは、その方の人生の中のほんの一部であり、断片であるので、その時だけでは完結できません。だから、次にいかに繋ぐかということは重要でそれにも重きを置きました。

そして子どもの安全、安心を考えるとともに、母親の味方でもいたかったので、個別性を考えて対応しました。

また児童福祉司と一緒に初動で動くことが多かったので、保健師が一緒で役に立ったと思ってもらえるよう配慮しました。

実際、初動でのかかわりは保健師が入ることによって、訪問等で介入しやすくなったという感想もありました。

県北地域児童相談所　平成 23～25 年度　高崎瑞恵

私は、平成 23 年 6 月から平成 26 年 3 月までの 2 年 10 ヶ月、県北地域児童相談所（異動と共に閉所）で勤務しました。当時の県北地域児童相談所は、管轄が 1 市のみでしたが、通告件数が多く、特に乳児の通告が多く、地区担当児童福祉司と同行訪問をし、成長発達のアセスメントや保護者支援をさせていただきました。また、乳児院入所児の家族再統合に向けて、親子支援チームの一員（？）として面接に同席させていただくこともありました。

就職して間もない頃からの念願の児童相談所勤務で感じたことは、やはり虐待予防の重要性でした。保健師には、地域住民の健康を守るという役割があります。地域で暮らす親子と接する機会の多い市町村や保健福祉事務所の母子保健や家庭こども相談担当との連携協働、また、児童相談所の親子支援チームと共に親子支援や再統合へかかわることで、児童相談所保健師として地域で親子を支えていく役割が担えるのではないかと思います。

平塚児童相談所　平成 26～28 年度　宮崎晃子

平成 26 年度、新設された平塚児童相談所に配属されました。「児童相談所の保健師としての役割は？」を毎日考えた３年間でした。

児童相談所で把握される重症事例や様々な課題を抱えた子どもと対峙するたび、なぜこんな状況になるまで地域で見つけられなかったのかと、今まで地域で働いていた保健師として自責の念に駆られることもありました。

そして、子どもや保護者に、児童福祉司や相談員、心理職と連携しながらチームで対応することは初めての経験でしたが、多角的な支援となることを実感しました。

また関係機関との連携関係構築の時期であり、私は市町の母子保健や医療機関との連携づくりなどの基盤整備にも力を注ぎました。

「予防」「多職種との連携」「地域との連携」の重要性を強烈に再認識し、この経験をこれからの保健師活動に活かしていきます。

鎌倉三浦地域児童相談所　平成 23～25 年度　関野有貴子

児童相談所の保健師の業務は、通告の受理会議で「保健師支援」として決定されます。主には子どもが乳児の場合や、怪我や病気の事例等です。当時、支援決定された事例に保健師の専門性をもって対応できているか、それをどのように表すか課題と感じていました。

児童相談所に配置された保健師は、定期的に連絡会議を行って課題の検討の場を持っています。保健師支援の事例を「アセスメント」や「関係機関との連携」といったキーワードでまとめたのもこの連絡会議でした。会議での作業は、短い期間で事例を経験として蓄えることができ、この後も他児童相談所と合同で健康教育を行う等、協力体制の基本となり有意義でした。まとめを所内で説明し、その後３年の間で他職種すべてと関われたことも成果です。

児童相談所の事例への関わりはチーム対応です。子どもが育つ過程に多くの人が関わっているように、今後も保健師が必要とされ期待される職種でありたいと思います。

鎌倉三浦地域児童相談所　平成 26 年度～　村岡広代

思いもかけず児童相談所の勤務が４年目になりました。市の派遣から児童相談所への異動の内示が出た時には、福祉の現場に保健師が１人なのかと思うと不安で一杯でした。いざ出勤してみると、鎌倉三浦地域児童相談所は小規模な児童相談所で、とても温かい雰囲気の事務所でホッとした事を覚えています。でも最初は緊張しておやつも食べられず体重も減りましたが直ぐに戻りました！！

鎌倉三浦地域児童相談所は、所で色々な取組みを行っており学ぶ事は沢山有りました。その反面、所の取組みに応じて１年目と２年目で保健師の役割は変化しました。当初はその変化に気持ちがついて行かない事もありましたが、同じ児童相談所保健師の先輩方に支えていただき、とても心強かったのを覚えています。

４年間の児童相談所勤務の経験は、虐待予防の大切さを改めて痛感したのと、色々な経験を通して学びの深い職場でした。鎌倉三浦地域児童相談所で仲間として支えてくれた所長始め職員の皆様にも感謝の気持ちで一杯です！！

小田原児童相談所　平成 23～26 年度　磯崎夫美子

平成 23 年度から小田原児童相談所に初代保健師として配属されました。勤務初日から乳児の虐待事例に訪問となり、その場面は今も強く印象に残っています。児童福祉司との初訪問、「保健師は何をすればいいの？」その時の率直な感想であり、結局、最後まで私の中での課題となりました。

しだいに、保健師の専門性を活かせる事例として乳幼児・精神・性虐待・SBS などを中心に寄り添う立場での支援が求められたように思います。また、多職種の協力を頂き、地域の人材育成や虐待予防の体制整備など、個から地域へと予防の視点で活動の幅が広がり、これも保健師の専門性の一面ではなかったかと感じています。

子どもの命・人権を守るという明確な使命をもつ多職種チームの一員として、また子ども達の長い人生において、必要な時に役に立てる職種として「今、何が出来るのか」を、児童相談所に身を置き、子ども達や他職種との出会いから、じっくりと考える機会を得るのも貴重な経験ではないかと思います。

小田原児童相談所　平成 27 年度～　中西雅子

所内全体の援助方針会議では、何度も心揺さぶられました。

訪問では、児童福祉司とペアを組み、所の方針のもと、往路で作戦を練り、復路で振返りをしました。福祉司のめげない姿勢とチームワーク、緊張感が続くときのフォローの姿勢など見習うところがたくさんありました。

性教育では、児童福祉司のみでなく、児童心理司とも協働し、こどもの背景やゴールを考えた内容を工夫しました。実施する中で、足りないところをフォロー頂いたり、掘り下げて頂いたり、一人の児童に対して複数のスタッフによる支援での性教育を実施しました。

前任が種を蒔いてくれていたこともあり、「施設職員の性教育」や「地域の虐待予防」という大きなテーマで、関係者と協働した取組みについて、親子支援チームと検討、実施、振返りを積み重ね、それぞれの職種の持ち味が相乗効果をあげるとこんなにも展開が広がるのかという体験もありました。

一人職種で、乗り越えるハードルがいくつもあることも事実ですが、サポートしてくれる人もいます。違った職種と意見交換をすることから学ぶことは多く、そこで新たな気づきもあり、役割を発見できることも多いと思います。

想像もしてなかった児童相談所への異動が、私の県職人生の中で恐らくもっとも印象に残る年月になるのではないかと思っています。

厚木児童相談所　平成 23～25 年度　田中智子

私は、平成 23～25 年に厚木児童相談所に勤務しました。前任は数ヶ月の在籍のため、厚木では初めての保健師として、どんなことができるのか、どんな形でケースを担当するのか注目されていました。

当時の子ども支援課は、秦野市・伊勢原市も管轄し、課長、担当課長、２班で構成する２人の SV、10 人の福祉司、親子支援班、里親担当 18 人の課でした。当時、厚木児童相談所は通告件数が多く、秦野市・伊勢原市、その後厚木市、座間市等とそれぞれの福祉司と同行し、年間 600 件近く訪問していました。子ども支援課では日中は静かですが、皆帰ってくると、夜はケースの話や関係機関の話など賑やかでした。

ケースでは、車上生活で出産後そのまま児は乳児院へ移送等ドラマの様なケースが多く、毎回驚きでした。また、健康教育で児童養護施設へ行く時は、教材をどうしようかと悩みながら行き、担当する子に会えるのが楽しかったです。

当時とはかなり組織も違い、増員されてシステマチックになっている児童相談所ですが、大変なケースを日々対応している皆さんには、虐待から子どもを救うのと同じく、親も救っていただけたらと思います。また激務の職場なので体も大事にして、健康で日々ケースワークができるよう活躍を願っています。

厚木児童相談所　平成 26～27 年度　三尾早苗

在職中は大変お世話になりました。

保健師として、乳幼児や身体に関する事例へ関わらせていただきましたが、児童相談所や多くの関係機関の職員たちに支えられ、子どもたちが育っていることを実感した職場でした。徹底した「チャイルドファースト」の精神のもと、それぞれの職種による多角的な検討と所の方針が子どもたちや家族、職員を支えていたことが印象的でした。いのちに直結する現場で、いち保健師としてできることは何かを自問自答する日々でしたが、18 歳以降も続く子どもたちの生活に、少しでも多くの安心と安全の根を張れるよう、広く網の目の一つとして、今後も関わらせていただける機会があれば幸いです。

厚木児童相談所　平成 28 年度～　谷村めぐみ

平成 28 年 4 月、戸惑いと緊張を感じながら福祉分野へ初めて異動しました。初日から医療機関の重症事例通告が続き、新任研修の合間をぬって、それぞれの児童福祉司に同行し、病院との調整、移送、セカンドオピニオン等々、これまで経験したことがない業務やケース対応に追われ、保健師としての役割や専門性を考えながらの毎日でした。

また、暴力や性的な虐待等で心と身体にダメージを受けた子どもや親達に接し、予防活動の必要性を痛感しました。今年度、保健福祉事務所の事業の中で、児童虐待予防の内容を取り入れた講演を一緒に実施させてもらうことができ、高校生への啓発の効果を感じました。

厚木児童相談所は年間 1000 件以上の通告があり、慌しい毎日ですが、職員が一体となってカバーしあうチームワークの良い職場です。児童相談所の仕事を通じて多くのことを学び、保健師としてのやりがいを感じながら日々奮闘しています。

資料編

1　県児童相談所の概要

（1）概要　　（人口動態）（平成27年1月1日現在）

児童相談所名 （一時保護所 定員数）	所在地など	所管区域	人口	児童数	児童比 （%）
中央 （30名）	〒252-0813 藤沢市亀井野3119 ℡0466(84)1600	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、寒川町	938,699	153,620	35.2
平塚 （25名）	〒254-0075 平塚市中原3-1-6 ℡0463(73)6888	平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、 二宮町	587,843	89,037	20.4
鎌倉三浦 地　　域	〒238-0006 横須賀市日の出町1-4-7 ℡046(828)7050	鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	308,896	44,689	10.2
小田原	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 （小田原合同庁舎１F） ℡0465(32)8000(代)	小田原市、南足柄市、 中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	350,763	51,305	11.7
厚木 （25名）	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 ℡046(224)1111(代)	厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	611,050	98,018	22.4

（2）機構・職員配置

ア　機構（平成28年度）

（ア）中央・平塚・厚木児童相談所

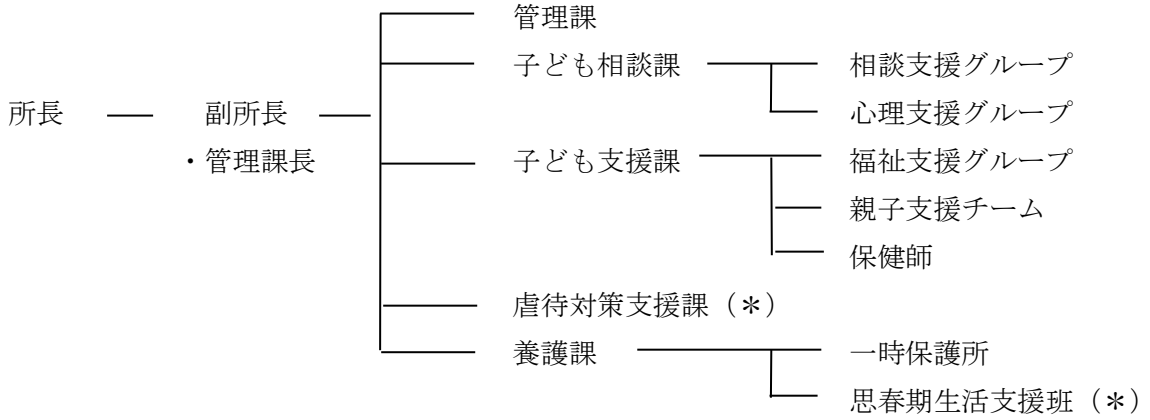

（＊）中央児童相談所のみ

（イ）鎌倉三浦地域・小田原児童相談所

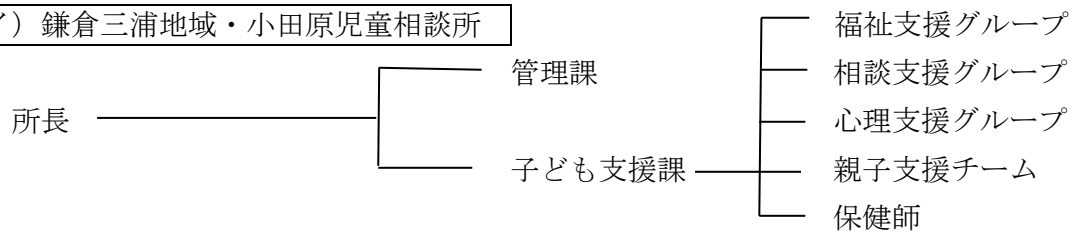

イ　職員配置

（平成28年4月1日現在）　　（人）

職名 職種 児相名	所長	副所長	課長	一般事務	児童福祉司	児童相談員	児童指導員	児童心理司	保育士	保健師	その他	小計	非常勤職員		
													医師	その他	小計
中央	2	4		25	5	12	10	1	1		60	3	22	25
平塚	2	3	2	14	3	14	7		1	4	50	2	19	21
鎌倉三浦	1	2	1	7	3		4		1		19	1	4	5
小田原	1	2	1	8	3		5		1	1	22	1	4	5
厚木	2	3	2	16	3	12	7	2	1	3	51	2	21	23
計	8	14	6	70	17	38	33	3	5	8	202	9	70	79

（３）虐待相談対応の状況

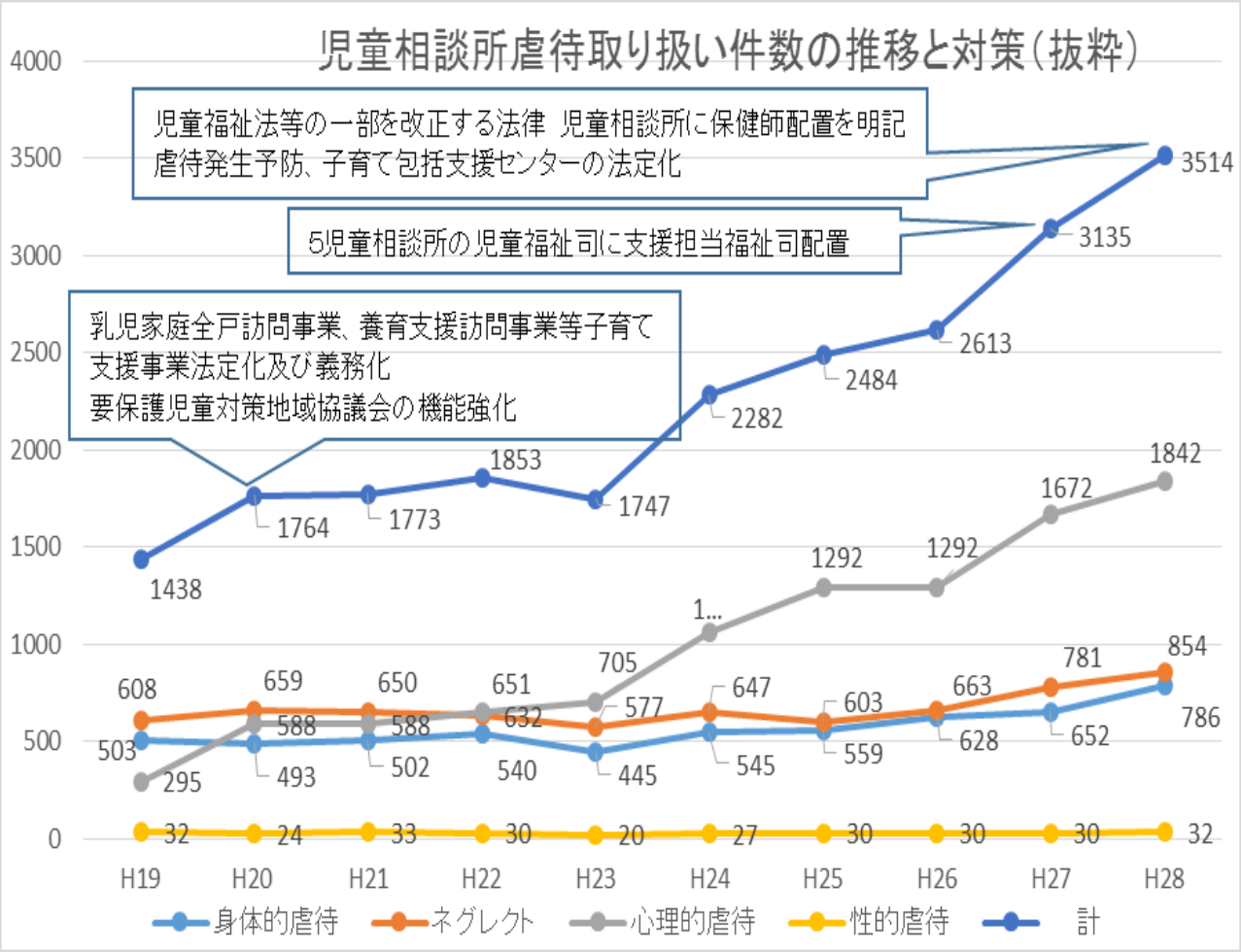

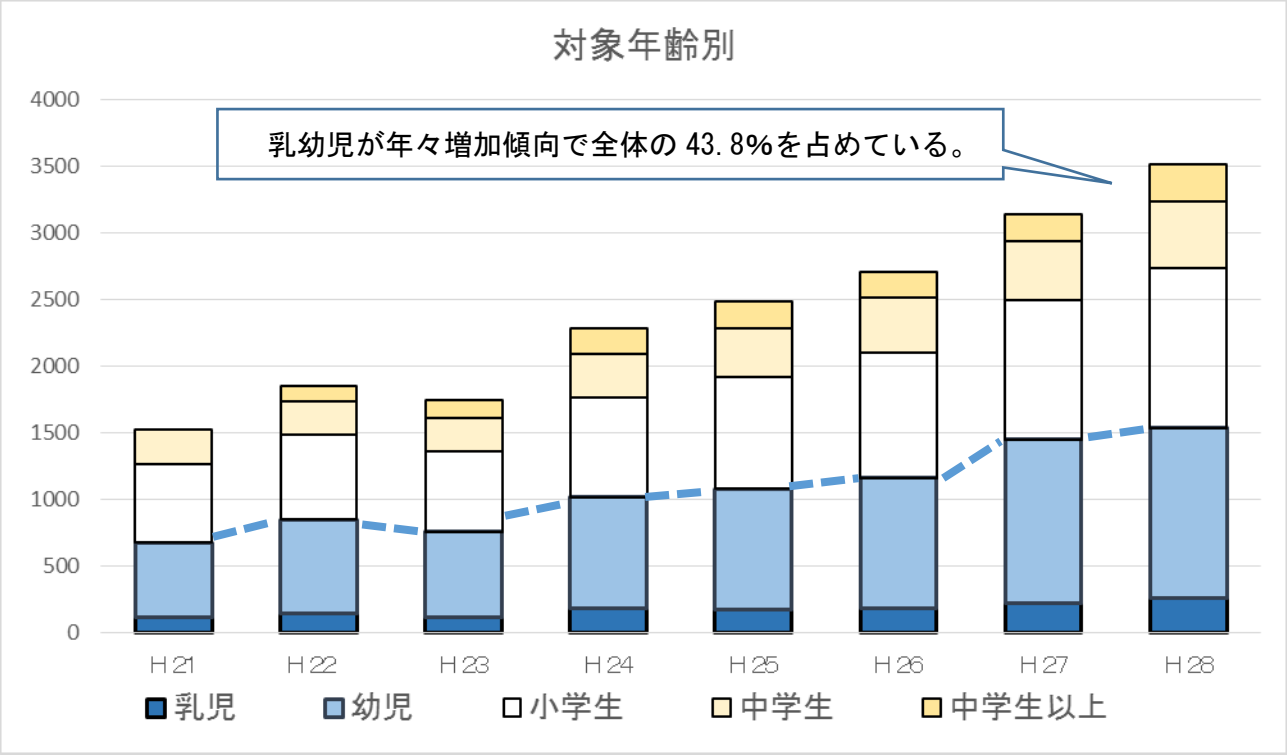
対象年齢別
乳幼児が年々増加傾向で全体の 43.8%を占めている。
4000
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
乳児
幼児
小学生
中学生
中学生以上

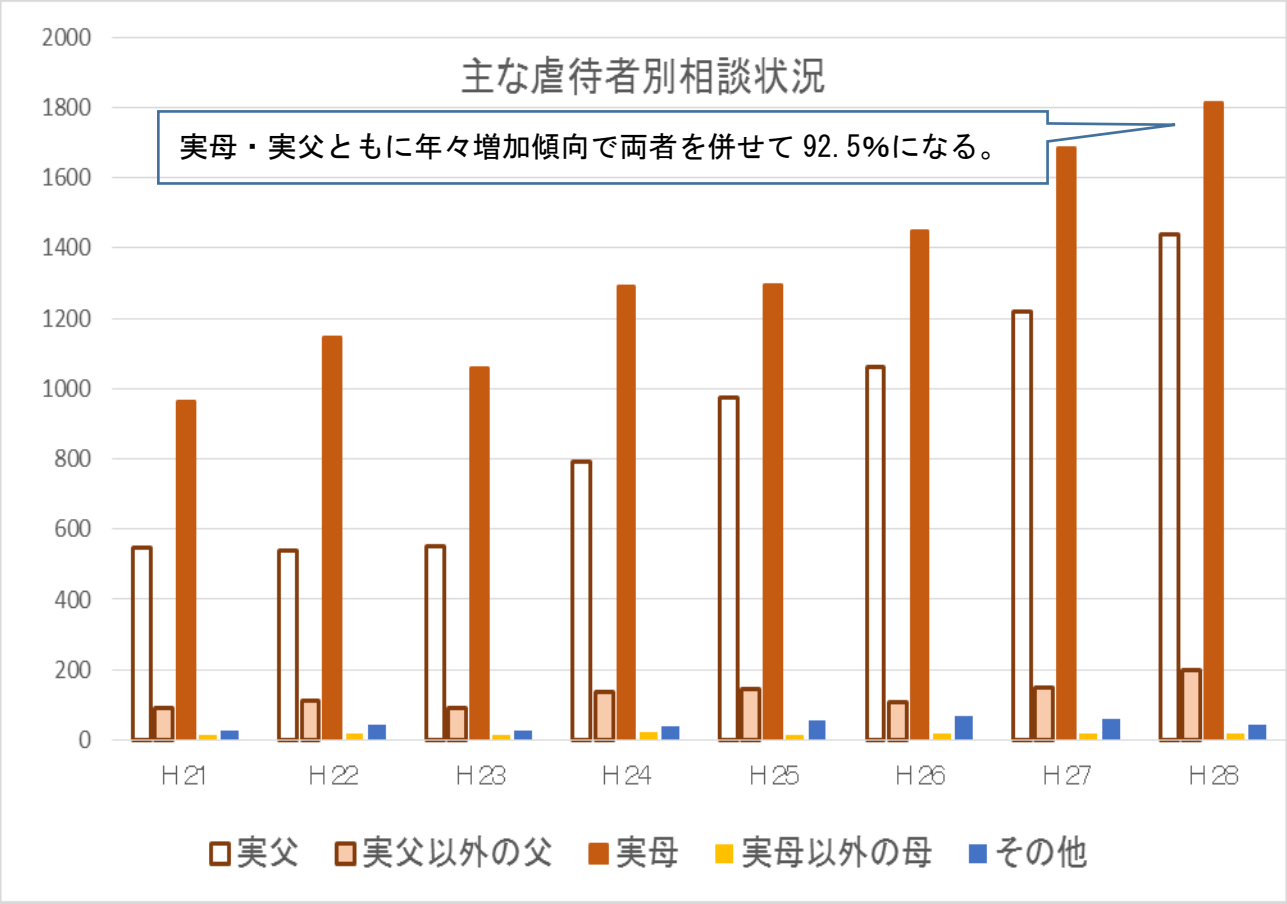
主な虐待者別相談状況
実母・実父ともに年々増加傾向で両者を併せて 92.5%になる。
2000
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
実父
実父以外の父
実母
実母以外の母
その他

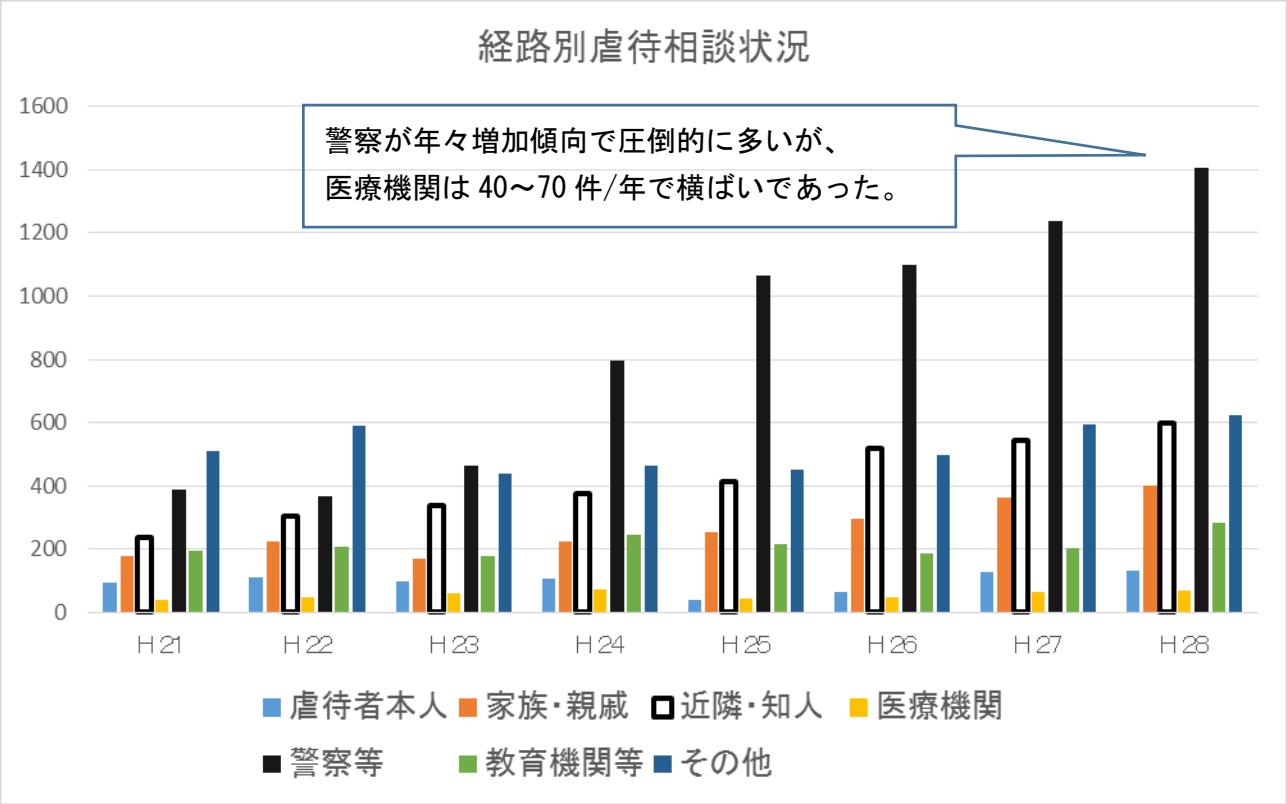
経路別虐待相談状況
警察が年々増加傾向で圧倒的に多いが、
医療機関は 40～70 件/年で横ばいであった。
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
虐待者本人
家族・親戚
近隣・知人
医療機関
警察等
教育機関等
その他

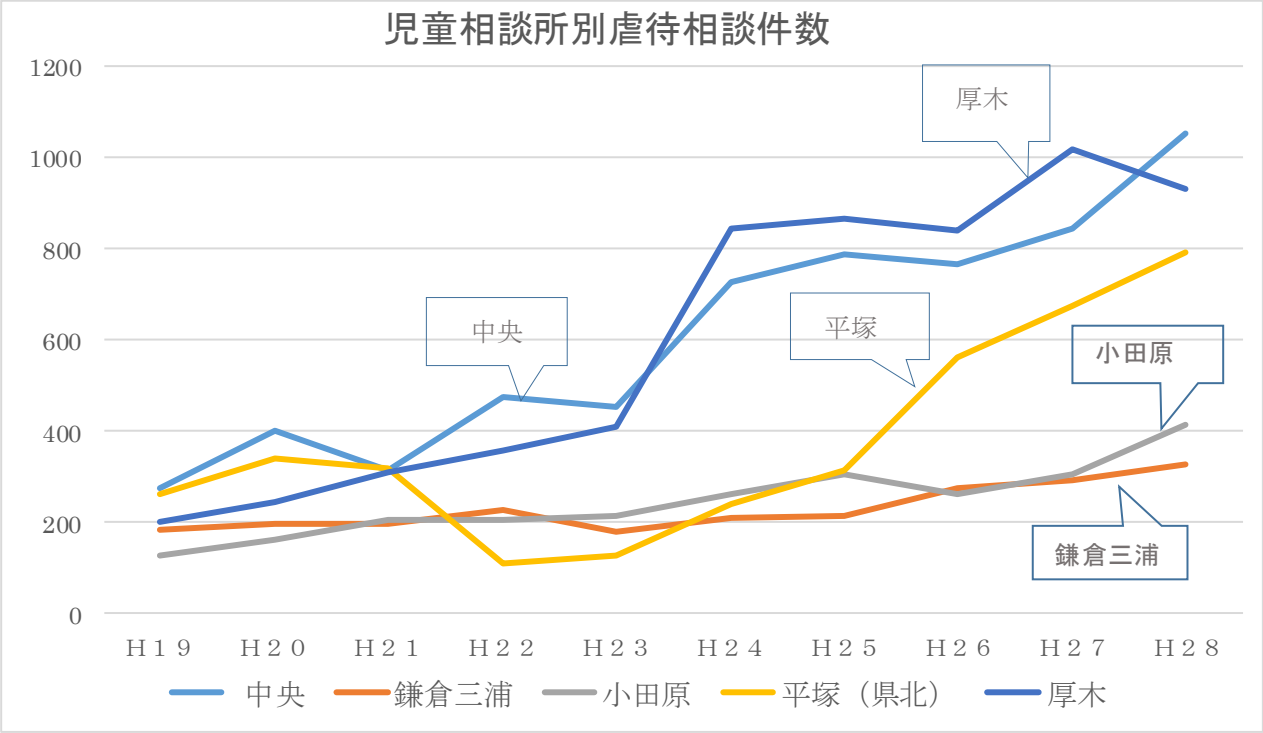
児童相談所別虐待相談件数
1200
1000
800
600
400
200
0
厚木
中央
平塚
小田原
鎌倉三浦
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
中央
鎌倉三浦
小田原
平塚（県北）
厚木

平成30年3月発行

神奈川県中央児童相談所　保健師　志波　直子
平塚児童相談所　保健師　望月　真里子
鎌倉三浦地域児童相談所　保健師　村岡　広代
小田原児童相談所　保健師　中西　雅子
厚木児童相談所　保健師　谷村　めぐみ
厚木児童相談所　子ども支援課長　長谷川　愉

問い合わせ先　神奈川県中央児童相談所
〒252-0813　神奈川県藤沢市亀井野3119番地
TEL　0466(84)1600